

## 鳥取市議会文教経済委員会会議録

会議年月日	令和3年9月21日（火曜日）		
開 会	午前9時57分	閉 会	午後2時49分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席委員 (7名)	副委員長 朝野 和隆 委 員 岩永 安子 米村 京子 西村紳一郎 平野真理子 長坂 則翁 上杉 栄一		
欠席委員	田村 繁巳		
委員外議員	金田 靖典		
事務局職員	調査係長 中川 真理 議事係主任 橋本 圭司		
出席説明員	<p><b>【教育委員会】</b></p> <p>教 育 長 尾室 高志 教育委員会事務局副教育長 岸本 吉弘          教育総務課長 横尾 賢二 教育総務課課長補佐 入江 卓司          教育総務課学校施設係長 河上 大輔 次長兼学校教育課長 安本 雅紀          学校教育課課長補佐 西尾 靖子 学校保健給食課長 山根ちはる          文化財課長 佐々木敏彦 文化財課課長補佐 佐々木孝文          生涯学習・スポーツ課長 中原 登 生涯学習・スポーツ課課長補佐 小谷 昇一          生涯学習・スポーツ課施設係長 岸本 和也 生涯学習・スポーツ課主査兼生涯学習係長 川上 哲実          中央図書館長 長本 次郎 中央図書館副館長 大角 正道</p> <p><b>【経済観光部】</b></p> <p>経 済 観 光 部 長 平井 圭介 次長兼経済・雇用戦略課長 大野 正美          経済・雇用戦略課課長補佐 古網 竜也 経済・雇用戦略課市場開拓係長 岩崎 勝紀          経済・雇用戦略課雇用政策係長 保木本 淳 企業立地・支援課長 西田 茂樹          企業立地・支援課参事 綱田 正 企業立地・支援課課長補佐 太田 順二          企業立地・支援課誘致・振興係長 山根 裕史 観光・ジオパーク推進課長 平井 宏和          観光・ジオパーク推進課参事 米澤 裕治 観光・ジオパーク推進課課長補佐 西垣 拓二          観光・ジオパーク推進課観光振興係長 川口 隆 経済観光部参事 前田 武志</p> <p><b>【農林水産部】</b></p> <p>農 林 水 産 部 長 田中 英利 農政企画課長 山川 泰成          農政企画課課長補佐 蔵増 達弘 林務水産課課長 山口 真二          林務水産課課長補佐 下石 直生 農村整備課長 坂本 武夫          農村整備課課長補佐 大和谷雅人</p>		

傍 聴 者	2人
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時57分 開会

◆朝野和隆副委員長 おはようございます。定刻よりちょっと早いですが、ただいまより文教経済委員会を開会いたします。

初めに欠席委員について報告いたします。田村繁巳委員長より病氣療養のため、本日の委員会を欠席する旨の届けがありましたので報告いたします。委員会条例第10条第1項の規定に基づき、私が委員長の職務を行いますのでよろしくお願いいたします。

本日の日程はお手元に配布のとおり、まず教育委員会の議案審査、報告を受けた後、経済観光部、農林水産部・農業委員会と進めてまいります。また、請願1件、陳情1件の審査を行いますのでよろしくお願いいたします。なお、日程には記載がありませんが、経済観光部より追加の報告を1件受けることとなりましたので御了承ください。

#### 【教育委員会】

◆朝野和隆副委員長 では、教育委員会の審査に入ります。

初めに尾室教育長に御挨拶をいただきたいと思います。はい、尾室教育長。

○尾室高志教育長 改めまして皆さんおはようございます。本日は文教委員会の議案審査ということでよろしくお願いいたします。

非常に外はいい天気で、何か夏が戻ってきたような雰囲気ですが、実はまた残念な御報告を申し上げなければなりません。9月6日に中学生が逮捕されたという御報告を前回させていただきましたが、先週9月16日の木曜日に、また市内の中学生が車の窃盗ということで逮捕される残念な事件がありました。議員の皆様には大変御心配をおかけしまして心よりお詫び申し上げます。引き続き、保護者はもちろんですが、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、また、警察など関係機関としっかりと連携を取りながら児童生徒の気持ちに寄り添ったしっかりとした育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

本日の委員会では、前回9月8日の水曜日に議案説明させていただきました7件の議案について、また、9月16日木曜日に追加提案いたしました一般会計補正予算について並びに専決処分事項の報告について御審議いただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。なお、報告事項1件させていただきますのでよろしくお願いいたします。

◆朝野和隆副委員長 審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただくよう執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採

決)

◆朝野和隆副委員長 それでは議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方は挙手お願いいたします。はい、岩永委員。

◆岩永安子委員 事業別概要40ページの放課後児童対策事業費についてお伺いします。今回の単価改定やそれから委託料加算ですね、その執行見込みに、つまり子供の数が増えて、規模が変わったりして増額になるんだということです。これは規模が変わったり、障がい児が加わったりということで変わるということもお聞きしました。それで、報酬改定は4月にあると思うんですが、今回それを反映した形で補正を組まれるということについて、どういうことかな、ということをお聞きします。

◆朝野和隆副委員長 はい、安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 学校教育課安本でございます。今回の補正のこの時期がどうかということでございます。当初、本事業に関する予算編成は10月ということしております。これはこのときの単価なのですけれども、例えば来年度の事業でありましたら、本年度の事業に関わる単価で予算計上するという出ささせていただきます。実際には4月に国が単価改定をするということになっております。例えば来年でいきますと来年の4月ということですが、これでは間に合わないために改めてこの時期に次年度の予算編成をして、次年度になった時点で新たな単価に応じての補正を組んでいるということでございます。昨年度まではこの補正の時期を12月というふうにしておりましたけれども、これでは支払いが遅くなるということで、本年度はこの9月ということで前倒しをして補正を組ませていただいているということでございます。以上でございます。

◆朝野和隆副委員長 はい、岩永委員。

◆岩永安子委員 新年度の人数やそれから単価改定によって計算し直して補正を組むということです。それで、今までは12月ということですが、今回9月に改定をして出すということなんです。事業所にとっては単価改定があったら速やかに補正を計算してほしいとかってことがあるんじゃないかなと思ったりするんですが、12月補正を9月補正で今回出されたというのは具体的にはどういう不都合があってというか、そこら辺はどういうことなんでしょうか。

◆朝野和隆副委員長 安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 9月1日の現時点の状況で委託料を算定しているため、併せて国の単価改定もこの時期には行っております。何回も変更契約や事務手続を行うのはクラブにとっても、市にとっても手間がかかるということで補正を組むのを1回ということにしておりました。委員が御指摘のとおり、従来でしたら12月に補正を組んで対応していましたが、実際それが効力を発するのが2月ぐらいということで、クラブ自体は執行が遅くなるということでいろいろと不手際が生じるということでしたので、今回1つ前の9月というこの時期に補正を組ませていただいたという流れでございます。以上でございます。

◆朝野和隆副委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 9月1日時点で人数を確定したり、計算して契約するという通常よりも

早くなって、現場の事業所のほうに支給が早くなるということで早い改善をしていただいて良かったかなと思います。これはこれからもこういう流れでやっていかれるというふうに理解してよろしいですね。

◆朝野和隆副委員長 安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 本年度は改めてこの時期に補正を組みましたので、組んでの執行状況等も見ながら、また、改善が必要であれば考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

◆朝野和隆副委員長 はい、西村委員。

◆西村紳一郎委員 関連してなんですけど、保護者が運営したものとNPOが運営したところ、金額の内訳はわかりますか。

◆朝野和隆副委員長 安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 それぞれに基本額であるとか、夕方加算であるとか、報償費であるとか、金額が想定されているのですけれども、西村議員さんのほうが御指摘の金額というのは具体的にはどういった金額になりますでしょうか。

◆朝野和隆副委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 NPOの運営が増えていて保護者会運営が減っているという、これは一般質問でちょっと分かったんですけど、どの程度の保護者会での運営があるのかなというふうに思ったもんで、また後で結構です。

◆朝野和隆副委員長 はい、安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 改めて数字を整理しまして報告させていただきます。

◆朝野和隆副委員長 ほかございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 一般論としてなんだけど、例えば文化センターの施設の整備費で、防火扉の修繕ということで予算が上がっているんだけど、文化センター、今、耐震改修で休館になっているわけで、例えば防火扉等々については緊急を要するという格好になるわけで、一般論からすれば既決予算で対応して、それでこの定例の議会で補正で上げるっていうのが往々にしてあるんだけど、これはどういう状況になりますか。

それからまた別件でそういった緊急で対応しなければならないけれども、その9月あるいは12月が待っていてもなかなか間に合えんということでよく既決で予算執行するようなんがあるんだけど、そういった例っていうのがあるのか、ないのか、その辺りちょっと教えてください。

◆朝野和隆副委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課中原です。文化センターの改修の件で御質問いただきました。今回、建築の関係で基準法の12条点検ということで点検をしております。これは資産活用推進課のほうが一括して点検をしております、3年に1回なんですけど、その関係で文化センターの防火扉が問題あるということで今回18万7,000円予算計上させていただいております。文化センターについては指定管理で振興会のほうに出しております。その中にも当然修繕料は含めておりますけど、今回のこの建築基準法の12条点検での修繕という

ことで、こちらのほうが予算化をしまして、予算計上して修繕をすると、そういうルールになっておまして、緊急性があるということで、今回9月補正で上げさせていただいております。このほかにも耐震改修、今、天井とかを行っておりますけど、そのほか緊急な、必要があればまたその都度、議会のほうで補正予算を計上させていただいていきたいというふうに思っております。はい。以上です。

◆朝野和隆副委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一委員 いわゆる既決予算で既にもう対応済みだっというような、8月の臨時会で教育委員会所管だったかいな、ちょっと覚えてないんだけど、予算には上げたんだけど、もうそれはもう対応済みで、これ既決予算で対応しましたけれども、予算としてはこれだけのもの上げますっていう報告はあった。そういった分が往々にしてあるわけで、これは非常に緊急に対応しなければならない。ただ、予算としては金額の大きなものでなくして、ある程度既決の分で回せる分については一応対応して、対応済みの中で改めて定例の議会で予算上げるというような、そういった例があるわけで、その辺りちょっと聞いてみたところです。

◆朝野和隆副委員長 はい、中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課中原です。既決の予算での修繕はなぜしなかったのかというお尋ねだったと思います。それで、今回点検で修繕ということがありまして、既決予算ではちょっと流用できる予算がなかったもので、今回9月補正で計上させていただきました。はい。以上です。

◆朝野和隆副委員長 よろしいですか。ほか、ありますか。はい、岩永委員。

◆岩永安子委員 事業別概要44ページに地区体育館管理費、体育施設管理費、津ノ井の体育館の修繕とそれから河原町勤労者体育館外壁の修繕と経年劣化に伴う修繕というのが2つ上がっております、これは計画的にやることになっているんだけど、早く壊れちゃったということでの修繕なのか、いや、もうそういう計画的なことではなくって、随時対応することになるとるんですっていうようなルールになつとるか、そこら辺はこういう施設はどういう扱いになっているのか教えてください。

◆朝野和隆副委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 はい。生涯学習・スポーツ課中原です。2点いただきまして、まず1点目の津ノ井体育館の屋根修繕ということで、今回、経年劣化ということで漏水が発生しております、そのまま放置しとくと、ほかの機器等に影響があるということで今回補正予算を上げさせていただいております。

もう1個の河原の勤労体育館につきましては、これは点検を行ったところ修繕が必要だということで、これ建築基準法に基づく点検なんですけど、その関係で今回22万ということで補正予算を上げさせていただいております。年次的な計画もあるんですけど、こういった点検等で不備があると、その都度補正予算を計上させていただきまして修繕を行っております。以上です。

◆朝野和隆副委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。分かりました。1年に1回点検をする中身なんですか。

◆朝野和隆副委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課中原です。河原町の体育館につきましては1年に1回の点検ということでございます。以上です。

◆朝野和隆副委員長 よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆朝野和隆副委員長 はい。以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆朝野和隆副委員長 はい。ないようですので、これより議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆朝野和隆副委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第119号鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆朝野和隆副委員長 次に、議案第119号鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。長坂委員。

◆長坂則翁委員 中原課長、ちょっと教えてください。このコミュニティ施設の設置及び管理に関する条例、平成16年に一部改正もされとるようだけでも、このたびは河原町の国英地区のコミュニティ施設が追加になっておるんですけどね。私、それぞれの施設を見たわけではないので一概には言えないんですけどね、一概には言えないんだけど、このずっと改正前と改正後の料金設定についてね、例えば、例えばですよ、福部町のコミュニティセンターは1時間当たり、日中であれば1,200円、そういう設定ですが。それで河原町のコミュニティセンターの大講堂については2,000円だとかね。それからずっときて、なら、新たに今回提案されております河原町国英地区のコミュニティ施設について1時間200円だとかね。料金設定が少なくともばらばらのイメージを受けるんですけども、特に河原町のこの料金設定というのはかなり低額になっているような気がするわけですけれども。このそもそも論でいきや、この例えば青谷町の多目的ホールについては、日中は700円とかね、このそもそもこの料金設定の基本的な考え方、根拠、教えてください。

◆朝野和隆副委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課中原です。コミュニティ施設の料金設定の単価の根拠という御質問いただきました。それで今回河原町のコミュニティ施設ということでこの4つの区分について料金設定をさせていただいております。その基となりますのが河原町のコミュニティセンターを基準にさせていただきまして、というのが会議室ですとか、あと調理室、そういったとこの面積なんですけど、そういうのを基にこの料金設定がなされてお

ります。河原町の大講堂が1時間2,000円、あと福部町の多目的は1時間1,200円ということで、これ面積がかなり違っておまして、その面積の違つとる関係でこういった料金設定がなされております。以上です。

◆朝野和隆副委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 今、課長のほうからあったその国英地区のコミュニティセンターは、河原町のコミュニティセンターを1つの基準にしながら料金設定したんだと。鳥取市としての全市的な、基本的な料金設定の、じゃあ、考え方はどうなんですか。何かあるでしょ。

◆朝野和隆副委員長 はい、中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課中原です。現在、ちょっと全市的な料金の単価表につきましては持ち合わせをしておりません。以上です。

◆朝野和隆副委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 要は言いたいのね、やはり鳥取市として統一的な考え方の下に料金設定の基準があるんでしょって言うことが言いたいんですよ。

◆朝野和隆副委員長 はい、中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課中原です。この料金については行革大綱の中で見直しを定期的にするというふうになっております。その見直しを行ってきまして、現在、手元のほうにちょっと資料を持ち合わせてないんですけど、その見直しを行ったときの単価につきまして、また資料のほうお出ししたいと思います。

◆朝野和隆副委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 もちろん料金改定されるときには、その時代の時代背景とかいろいろな要素を加味した中で料金改定をされるんでしょうけれども、なら、その料金改定っていうのは主体的に生涯学習・スポーツ課がされるって言うことなんですか。さっき何か行財政のことが、話がぼろっと出ましたけれども、どこが設定するんですか。

◆朝野和隆副委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課中原です。この料金改定につきましては行革大綱の中で大きな方針が示されますので、それに基づいて担当課のほうで料金設定のほうの案は考えていくものだというふうに思っております。以上です。

◆朝野和隆副委員長 よろしい。はい、長坂委員。

◆長坂則翁委員 もうこれ以上言おうとは思いませんけれども、やはり私は、この見る限りでは非常にばらつきのある料金設定だなと。もちろん前段に言いましたように、面積の関係だとか様々な要素を考慮した中で設定だろうと思うんですけども、あまりにもその河原町国英地区のコミュニティ施設の料金が何か極端に安いような気もせんでもないもので、そりゃいろんなそこには配慮があつてこうなっておるんかなっていう気はせんでもないです、正直言って。だけど、やっぱり鳥取市としての基本的な考え方、具体的なきちとした根拠なり、理由を持ってやはり料金設定に心がけていただきたい、今後はいただきたい、そのことだけ申し上げて終わります。

◆朝野和隆副委員長 ほか、ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆朝野和隆副委員長 はい、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆朝野和隆副委員長 はい、これより議案第119号鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

◆朝野和隆副委員長 はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第120号鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
（質疑・討論・採決）

◆朝野和隆副委員長 次に、議案第120号鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。長坂委員。

◆長坂則翁委員 中原課長のところばかり言いますけどね、ちょっと教えてくださいや。私この条例を見る限り、例えば倉田なり千代水のスポーツ広場が見当たらないんですけども、そこってというのは別仕立てになつとる、どっかあるんですか。

◆朝野和隆副委員長 はい、中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課中原です。倉田のスポーツ広場、千代水のスポーツ広場について都市公園ということで位置づけですので、この多目的スポーツ広場のほうの条例には入っておりません。以上です。

◆朝野和隆副委員長 はい、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆朝野和隆副委員長 はい、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆朝野和隆副委員長 はい、これより議案第120号鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。本案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

◆朝野和隆副委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第123号財産の取得について（質疑・討論・採決）

◆朝野和隆副委員長 次に議案第123号財産の取得についてを議題とします。

本件につきましては長坂則翁委員が地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退室をお願いいたします。

〔長坂則翁委員 除斥〕



- ◆朝野和隆副委員長 はい、では質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- ◆朝野和隆副委員長 ないようですね、はい。以上で質疑を終結します。  
討論に入ります。討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- ◆朝野和隆副委員長 はい、これより議案第123号財産の取得についてを採決いたします。本案に賛成の方は挙手をお願いいたします。  
〔賛成者挙手〕
- ◆朝野和隆副委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決することに決まりました。  
除斥された委員の入室を許可いたします。  
〔長坂則翁委員 入室〕

#### 議案第125号事業契約の変更について（質疑・討論・採決）

- ◆朝野和隆副委員長 じゃあ、次に議案第125号事業契約の変更についてを議題といたします。  
質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。米村委員。
- ◆米村京子委員 米村です。実はこのアスベストに関することなんですけども、このアスベストがすごく増えてるんで経費がかさんでるようなんですけど、単価も高くなってるんでしょうか。その点、アスベストの増額になった要因をちょっと教えてください。アスベスト、125号ですよ。市民体育館再整備事業に関してですけども、債務行為が行われてるんですけども、除去による経費が277万2,000円、それで物価上昇により増加が必要な額っていうことで上がってるんですけども、そのアスベストに関してのその辺のところ、ちょっと教えていただけたらなと思ひまして。
- ◆朝野和隆副委員長 はい、中原課長。
- 中原 登生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課中原です。今回のアスベスト除去ですとか、物価上昇につきましては今後の債務負担行為が増額に変更になるということで御説明を前回の委員会ですべていただいたところではあります。また、実際に債務負担行為を設定させていただける段階でまた単価等の御説明はさせていただきますけど、今回レベル1が出たということで増額ということにさせていただいております。今回の議案としましては自然由来のヒ素が含まれてるという残土処分のほうの事業計画の変更ということで、ちょっと紛らわしいんですけど、こちらのほうを議案として提出をさせていただいております。以上です。
- ◆朝野和隆副委員長 米村委員。
- ◆米村京子委員 前回も一応いただいたんですけども、だけど、このアスベストっていうのは、もともとああいう30年来の建物の中にはあった、その辺でのちょっといきさつのことをちょっと聞きたかったのと、それからこの2番目のヒ素のことを言われましたけども、これ、ヒ素のことなんですけど、これはこの1、2の地点で採掘したのにヒ素が出たっていうふうに解釈したらよろしいんでしょうか。
- ◆朝野和隆副委員長 はい、中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課中原です。アスベストの今回勤労青少年ホームのほうで確認されたということで、今後、債務負担行為が増額、277万2,000円ということで前回させていただいております。経過としましては市民体育館の改修と併せてアスベストの調査を昨年度行っておりましたけど、この天井裏にアスベストが入ってまして、目視ではちょっと確認ができないということでありました。それでこの3月末で青少年ホームを利用終了してますので、それ以降天井をはぐったりとか、照明を取ったりした段階でアスベストがあったということで、御報告をさせていただいております。

もう1点が今回の自然由来のヒ素が含まれた残土ということがあります。それで地図のほうで、①と②のほうでこの2点で調査をしたところ、基準値を超える溶出量が出たということがあります。以上です。

◆朝野和隆副委員長 米村委員。

◆米村京子委員 ヒ素に関してなんですけど、残土、自然由来のヒ素ってということで、いろんなところで鳥取市内は出てきてるんですよ。ヒ素っていう問題がすごく上がってきてると思うんですけども、このヒ素に関しての処理で結局幾ら、前のときは5億1,000万ですよ。それと変更後が5億2,700万、それで増額になったのが1,759万円ということになってるんですけども、ちょっと聞きたいんですけども、この変更後5,000万とかあるんですけども、どちらのほうに処理持っていくのか、お伺いしたいと思います。

◆朝野和隆副委員長 はい、中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課中原です。先ほど米村委員さんが言われた分で、残土の処分なんですけど、これは鳥取県内ではなくて、兵庫県の姫路市のほうで処分を行う予定にしております。以上です。

◆朝野和隆副委員長 米村委員。

◆米村京子委員 たしかね、もう至るところで、姫路、姫路って言ってるんですけど、以前はもう九州なんかに行って、すごく高かったんですよ。あのときは、跡地利用のときにあそこもヒ素が出る、旧庁舎の跡地利用のときもヒ素が出るってということで、ものすごい金額上がってたんですよ。ですけど、もう本当に姫路に変わってから大分よくなったってことは聞いてます。ただもう1つ、ちょっとお聞きしたいのが、同じ土壌で溶出量が少ない場合は、同じ敷地内に埋めてしまうみたいなことも聞いているんですけど、その辺のどこをちょっと教えてください。

◆朝野和隆副委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 今回この市民体育館の再整備に当たりまして、汚染残土が出たということで、敷地内で本当でしたら、かさ上げでもして搬出量なくすれば処分料は必要なかったんですけど、やっぱり周りの道路とかの敷地の設置、高さのレベルの関係で、目いっぱいその敷地内での処分を考えたんですけど、限界があるということで、今回6,111立米について県外へ搬出して処分をするということにしております。以上です。

◆朝野和隆副委員長 はい。ほかあります。平野委員。

◆平野真理子委員 ちょっと初歩的なことかもしれませんが、3番のその他増減となる要因に

ついてっていうところで、音声誘導装置、シグナルエイドの追加っていうのがあるんですけど、これはどんなものなのか教えていただけますでしょうか。

◆朝野和隆副委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課の中原です。この音声誘導装置、シグナルエイドって言われているんですけど、これにつきましては、本来でしたら入り口、総合案内まで、点字ですとかそこまで行けるような案内があるんですけど、それ以降トイレですとか、体育館の入り口とか、そういったところに右側が男性トイレですとか、というようなことで受付以降の音声誘導装置というふうに理解していただけたら結構だと思います。以上です。

◆朝野和隆副委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 分かりました。ありがとうございます。これは建物の中の、使われる人たちの誘導する装置を追加するという意味ですよ。分かりました。ありがとうございます。

◆朝野和隆副委員長 はい、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆朝野和隆副委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆朝野和隆副委員長 はい、これより議案第125号事業契約の変更についてを採決いたします。本件に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

◆朝野和隆副委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### 議案第126号工事請負契約の変更について（質疑・討論・採決）

◆朝野和隆副委員長 続きまして、次に議案第126号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。長坂委員。

◆長坂則翁委員 ちょっと教えてください、教育総務課に。この2番の整備内容に、ずっと特別教室とか多目的トイレと書いてあるこの最後のなどっていうのは、じゃあ、これ以外に何かあるという理解をすればいいのか、まずそこを教えてください。

◆朝野和隆副委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 教育総務課横尾でございます。特別教室6室、多目的トイレ、エレベーターなど以外の整備内容という御質問だったと思います。特別教室6室が、美術室、理科室、音楽室、家庭科室、プレゼンルーム、コミュニケーションルームと。それで多目的トイレがありまして、エレベーターがありまして、あと相談室、倉庫でございます。

◆朝野和隆副委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 それで、ここにEVって上がるとるんですよ、電気自動車ですよ。これは何だいな、ちょっと説明して。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 エレベーターでございます。エレベーターです。



PCR検査費用はする話であって、鳥取市や鳥取県がそれを持つ話じゃないと私は思うんだけど、その辺りはどうなんですか。

◆朝野和隆副委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 上杉議員さんの言われることも一理あると思いますが、そうですね、どういう意図で特記仕様のほうでこういう形にされたのか、ちょっと私も詳しい経過を知りませんが、工事に係る費用だという考え方で結局、PCR検査費用を持つというようなどころではないのかなとは思っておりますけども。

◆朝野和隆副委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一委員 所管は違うんだけど、今、河原町で可燃物処理場の建設が進んでるわけで、これはかなり県外の業者が入っている。残念ながらその中でもコロナが発生しているような状況もあるわけですね。これ東部広域になるんで、ちょっとこれは調べてみな分からんけれども、そういった県外の業者のPCRについても、結局これも出入りが激しいから、一遍やったら、もうそこで終わりだっっちゃう話じゃないわけで、一旦帰ってまた来るときにはPCRという格好に多分なるんじゃないかなと思うんだけど、これちょっと調べてやってください。同じような状況で東部広域が業者のPCR検査の検査費用を支払ってるんだったら、私は、それはちょっと違うと思うんでね。これはまた別の話になるけども、どうもそもそも論からいうと、本来業者が責任を持って、うちの会社は大丈夫ですよと、だからおたくのところ、しっかりと仕事をさせてもらいますよということであるならば、これは本来はもう業者の責任でPCR検査受けなアカンと思ってるし、その費用はやっぱり業者負担だというふうに思っております。県のその方針というか、そういう中でという話はあるんだけど、これはやっぱり変えてもらわなアカンと思います。ここでそれこそ分かりましたという話にならんと思うけども、その意見として言っときます。

◆朝野和隆副委員長 はい、長坂委員。

◆長坂則翁委員 横尾次長、特記仕様書に書いてあるから、記載してあるからということだったですね。それってね、その仕様書に何でもかんでも書いてあればよしとするんですか。少なくとも、じゃあ、どういった基準、例えばこれは何も教育委員会部局だけの問題じゃないですよ。鳥取市の全体的なほかの部局での工事にも絡んでくる分ですけれども、統一的な考え方、それはどうなっておるんですか。それ示してください。

◆朝野和隆副委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 教育総務課横尾でございます。特記仕様書のほうでは、基本的には鳥取県の指定する感染警戒地域だったりとか、ちょっと前段がありますけども、転入する前の14日間やむを得ない場合、外出を自粛するとかいったようなことがございますが、そういったこと踏まえて、PCR検査に要する費用については感染防止対策に係る経費として、設計変更の対象とするため事前に監督員等に協議することということとなっております。

◆朝野和隆副委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 それはいいんですよ。だから、統一的な基準、考え方、それは鳥取市としてあるんですかって聞いとるんですよ。

◆朝野和隆副委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 統一的な見識があるのかという御質問であったと思います。県外からの転入を、感染嚴重警戒地域と感染警戒地域から転入する方と同様に扱っているというところがございます。基準といいますのはどういった。

◆朝野和隆副委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 ですから、私が言いたいのは、例えばこれは教育委員会でやられる事業、じゃあね、ほかの部局でやられる事業、同じような仮にあった場合は、同じような扱いになるんですか。要は仕様書に書いてあれば、書いてあるからということが理由のようですけどね、だから、そこら辺りほかの部局も含めて、鳥取市としての基本的な考え方として、こういった場合はPCR検査費用を鳥取市として負担しますよという、1つの基本的な考え方があるんですかってお聞きしておるんですよ。

◆朝野和隆副委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 この特記仕様書自体は鳥取市全体のものがございます。鳥取市の考え方に基づいて、こしらえてあるものがございます。

◆朝野和隆副委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 調べてみないと分らないですけどね、ほかの部局の工事、例えば県外業者に来ていただくような工事についても、同じような扱いをしておることが断言できますね。

◆朝野和隆副委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 同じような特記仕様書使っておられると思いますので、同じように取扱いしておられると考えておりますけども、その辺りはちょっと詳しく調べてみる必要があると思います。

◆朝野和隆副委員長 いいですか。ほかは。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆朝野和隆副委員長 はい。以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆朝野和隆副委員長 はい、これより議案第127号工事請負契約の変更についてを採決します。本案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

◆朝野和隆副委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第131号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆朝野和隆副委員長 続きまして、追加提案がありましたので、追加提案の議案に入ります。

議案第131号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 学校教育課安本でございます。令和3年度一般会計補正予算案（第8号）、9月追加補正について、教育委員会所管に属する部分について、お配りしております文教経済委員会の追加提案分の資料で御説明させていただきます。歳入予算につきましては歳出予算を説明する中で必要に応じて特記すべきものを触れさせていただきます。

まずは本日の資料3ページをお開きください。教育費、教育総務費、事務局費、事務局運営費、予算書は19ページ、事業別概要書は15ページ上段になります。補正額は40万円、財源内訳は全て一般財源でございます。これは小学校の児童が遊具から転落した事故に関する損害賠償請求事件に係る和解金となっております。6月に訴訟費用につきまして補正予算を計上した際に、本文教経済委員会で説明させていただいた案件になります。けがをしておりました児童側が市に対して約83万円の損害賠償を求めていた訴訟に対して、8月30日に鳥取地裁におきまして市が児童側に和解金40万円支払うことで和解が成立したもので、発生するものでございます。以上でございます。

◆朝野和隆副委員長 はい、中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課中原です。続きまして3ページ、引き続きでございます。4の項社会教育費、目18社会教育施設管理費、集会所管理費でございます。予算書は19ページ、事業別概要は15ページの下段でございます。今回の補正額は61万2,000円でございます。財源内訳としましては一般財源でございます。一番右側の欄でございますけど、今年の8月13日から15日、盆の期間ですけど大雨が降ったということで雨漏りを原因としまして河原町谷地区楽焼小屋、ここ陶芸を行う平屋建ての建物なんですけど、そちらの配電盤の移設修繕に要する経費ということで、補正予算を計上させていただいております。

この楽焼小屋でございますけど、旧谷地区公民館の横隣りに設置されている木造平屋建ての施設となっております。陶芸焼き物を行う地域の方が利用されているということでございます。現在は旧谷地区公民館を経由しまして電気のほうを供給しておりますけど、旧谷地区公民館のほうで漏水をしているということでありまして、直接この楽焼小屋のほうに電気を引き込むという修繕費用ということで予算計上をさせていただいております。

続きまして、5番項保健体育費、目5体育施設費、地区体育館管理費でございます。予算書は19ページ、事業別概要は16ページの上段でございます。補正額は70万でございます。財源内訳としましてその他ということで建物等損害共済金でございます。35万1,000円は一般財源でございます。こちらは8月8日から9日にかけて台風9号の影響によりまして被害を受けた旧福部町体育館、総合支所の裏手にある建物なんですけど、こちらの屋根の一部が破損したということで、今回、修繕費を予算計上させていただいております。財源につきましては先ほど申しました2分の1を建物等損害共済金ということで充当する予定にしております。以上でございます。

◆朝野和隆副委員長 はい、説明をいただきました。

それでは質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。長坂委員。

◆長坂則翁委員 事務局運営費の関係、事業別概要、追加提案の15ページの上段の分ですね。この遊具から転落をした、こういった遊具だったんですか、まず。

◆朝野和隆副委員長 安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 これはジャングルジムと滑り台が一体化した遊具でございます。

◆朝野和隆副委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 じゃあね、その遊具は他の小学校にもかなりあるんですか、どうなんですか。

◆朝野和隆副委員長 安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 全市の小学校における遊具の状況というのはちょっとここには数字はありませんが、かなりそういった遊具は設置していた経緯がございます。ただ、該当の小学校につきましては老朽化に伴って、現在はこの滑り台は撤去してジャングルジムだけという状況にはなっていますが、そういった遊具はかなりあったというふうに思っています。

◆朝野和隆副委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 私が聞きたかったのは、他の小学校にもその種、遊具があるとすれば、または転落する可能性だつてなきにしもあらずですよ。余談ですけども、実は公園の関係で、この円形のこの遊具があつて、実はどうした拍子に足を滑りこまして骨折をしたつて、うちの息子がしたんですよ、そんな事例もあるもので、幼稚園のときだったけど。ですから、やっぱり転落する恐れがまた発生するよというような遊具であれば、それやっぱり検討すべきかなという感じがしたもので、あえて言わせていただきました。それで入院期間は何か月だったんですか。これ、令和元年5月22日に発生しとるんですけど、入院期間は幾らだったんですか。

◆朝野和隆副委員長 安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 入院期間はさほどございませんでした。事故後すぐに検査をしまして、退院をしまして通常どおり学校のほうには通っているんですけども、2日間の入院ということで、通院が1か月程度かかったということでございます。

◆朝野和隆副委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 じゃあ、治療費の総額というのは、この和解金が40万ということなんですけども、治療費総額が40万という理解かどうなのか。少なくとも治療費総額は、じゃあ、幾らだったんですか。

◆朝野和隆副委員長 安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 手元のほうに治療費総額は幾らという資料がございませんので、詳細については申し上げられませんが、治療費に係る金額が82万5,000円であつたということではございません。

◆朝野和隆副委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 じゃあ、これ裁判やられておるんですよ。その裁判所の判断で40万ということでしょうけれども、そこら辺りについては、その40万円の根拠というか、教えていただけませんか。

◆朝野和隆副委員長 安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 82万5,000円と支払済の年5分の割合による遅延傷害金の支払いということで83万円程度の損害賠償を求められたということでございますが、今回の裁判の経緯であります。まず、事故の対象となった児童が1年生であつたということと、事故から



1年以上経過しているということ、それから法廷で争うということになれば当然証言が必要でして、1年生の子供のその証言がどれだけ信憑性があるのか、その記憶がどうなのかという部分もありますし、そもそもそういった子供たちを法廷に出すということが教育的な配慮でどうなのかということを経験所のほうで話をされました。

その中で裁判官のほうから訴訟費用に係る、相手方ですけれども、訴訟費用に係る部分を基準に和解ということはどうだろうかという裁判官からの申出がありまして、被告であります我々も、それから原告であります代理人のほうも、それがよろしいのではないかとということで持ち帰って、8月30日に和解が成立したという流れでございます。

◆朝野和隆副委員長 はい、ほかありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

◆朝野和隆副委員長 はい。ないようですので討論に入ります。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

◆朝野和隆副委員長 はい、これより議案第131号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採用します。本案に賛成の方は挙手をお願いいたします。  
〔賛成者挙手〕

◆朝野和隆副委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### 報告第20号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆朝野和隆副委員長 では、続きまして報告に入ります。

報告第20号専決処分事項の報告についての御報告をお願いいたします。安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 学校教育課安本でございます。先ほどの追加提案のところ御説明させていただいた内容になります。付議案書のほうでいきますと25ページのほうを御覧いただけたらというふうに思っております。先ほどの訴訟に関わりまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので御報告をさせていただきます。なお、法律上、市の義務に属する損害賠償でその額が100万円を超えないものに係る和解及び調停並びに損害賠償の額に決定に関する条件で専決処分を行っております。内容につきましては先ほど申し上げたとおりでございますので割愛させていただきます。以上でございます。

◆朝野和隆副委員長 御報告いただきました。  
委員の皆様から質疑、御意見などございますでしょうか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 重要文化財仁風閣保存整備事業について（説明・質疑）

◆朝野和隆副委員長 続きまして、重要文化財仁風閣保存整備事業についての御報告をお願いいたします。佐々木課長。

○佐々木敏彦文化財課長 文化財課佐々木です。重要文化財仁風閣保存整備事業について説明をさせていただきます。本日の追加提案分の資料2の2ページからになります。

最初に資料の訂正をお願いいたします。2ページの資料の3、今後の対応の部分の令和3年

度は、今年度の破損度調査の成果を受けてというふうにございますが、この今年度の部分を令和2年度というふうに修正をいただきまして、令和3年度は令和2年度の破損度調査の成果を受けてというふうをお願いいたします。

それでは改めまして説明をさせていただきます。令和2年度の当初予算で仁風閣修理計画策定のための予算を、また、今年度の当初予算で仁風閣保存修理検討委員会開催のための予算を計上させていただきまして、仁風閣の保存修理に向けて準備検討を進めております。7月には重要文化財仁風閣保存修理検討委員会を開催いたしまして、修理計画について協議しておるところでございます。本日は重要文化財仁風閣のこれまでの経緯、現状、今後の対応について説明をさせていただきます。

まずはこれまでの経緯でございます。仁風閣は当時の皇太子、後の大正天皇の行慶の宿泊所として旧藩主池田家が建築し、明治40年に竣工したものでございます。以後、公会堂や科学博物館として利用され広く市民に親しまれてきました。鳥取市に譲与された昭和48年に国の重要文化財に指定されことを機に、昭和49年10月～昭和51年9月まで半解体修理を実施し、建築当初の姿に復元いたしました。その後も外壁塗装や内装張替え工事など大小様々な維持管理を行いつつ、公開活用を進めております。平成12年より指定管理施設として公益財団法人鳥取市文化財団が管理運営を行っているところでございます。

続きまして建物の現状ですが、3ページのほうに破損個所の一例として写真を掲載しております。特にひどいのが屋根の煙突周辺の雨漏りの状況ということで載せておりますが、屋根の雨漏りが特にひどくございまして、屋根裏に雨を受けるためのバケツを設置し、雨が降るたびにバケツに溜まった水を捨てるというような作業が発生しておる状況でございます。また、外壁の塗装の剥離や内装建具の全体的な劣化が進行しているため、根本的な修繕が必要な状態でございます。

続きまして今後の対応でございますが、令和3年度は令和2年度の破損度調査の成果を受けて、専門家による委員会で修理方針の検討を行い、今後の事業の進め方を検討してまいります。また、このたびの大規模修繕である保存整備事業は、国・県の補助金を財源に充てるため、文化庁との協議もしっかりと行ってまいります。令和4年度から5年度にかけて調査工事、耐震診断、実施設計を行いまして、令和5年度をもって仁風閣を一旦閉館いたしまして、令和6年度から9年度にかけて修理工事を施工し、令和10年度にはリニューアルした仁風閣を御覧いただけるように計画しております。なお、大規模修繕に入るまでの間も仁風閣の公開活動や維持管理に必要な修繕は継続して実施し、入館者の安全を図ってまいります。仁風閣のような文化財建造物の保存修理は個々の文化財建造物の価値をしっかりと見極め、文化財としての価値を損ねないように極めて詳細な調査を行い、確実な修理方針を検討した上で慎重に行なわれますので、工事期間は相当長くなりますが、御理解いただきますようお願いいたします。報告は以上でございます。

◆朝野和隆副委員長 御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見ございますでしょうか。岩永委員。

◆岩永安子委員 専門家による委員会というのはどういう人たちで会議をされるのかということ

と、これから招集されるのかなというふうに思いますが、そういう理解でいいのかということと、工事が長期にわたるんですが、その間は公開しながら工事を行うことができるのか、できんわな、できんわね。そうでした。どのくらいの間、見ることができない、入室できないという間がどのくらいあるのか。はい、お願いします。

◆朝野和隆副委員長 佐々木課長。

○佐々木敏彦文化財課長 文化財課佐々木です。3点質問いただいたと思います。まず、専門家による委員会ということでございますが、メンバーは名工大の教授、京大の教授、あと、国の建築研究所の職員という3名の方に委員をお願いしまして、こちらのほう7月に1回委員会を開催しております。これから後は必要に応じてということになってくると思いますが、今後の計画はまだ、次回の委員会の開催は未定でございます。

それから工期につきましてですが、本格的な工事が令和6年度からということになります。それまでも令和5年度にも調査工事になるもの、いろいろ入ってまいります。その間は、公開は続けておりますが、さすがに令和6年度の修理工事になりますと安全性ももちろん必要でございますので、内部を見ていただくことは不可能だと思いますが、工事の外観でございますかね、そういったものももし見えるようなことがあれば、安全を配慮しながら対応できたらなというふうには考えてはおります。以上でございます。

◆朝野和隆副委員長 はい、長坂委員。

◆長坂則翁委員 まだ今後のことだろうと思うんだけど、ちょっと教えてください。今後の対応の③に書いてありますね、文化財主任技術者の確保も含め調整を進める。この文化財主任技術者と言われる方は市内業者で対応可能ということなのか、教えてください。

◆朝野和隆副委員長 はい、佐々木課長。

○佐々木敏彦文化財課長 文化財主任技術者についてのお尋ねでございました。こちらのほうは文化庁が定める資格がございまして、それを取得している技術者ということになります。市内にはそういった方がおられませんので、外部からお願いすることになると思います。以上でございます。

◆朝野和隆副委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 そうなるとね、さっきの議案第127号の例の南中の工事請負契約の変更でPCR検査のことが話題になったじゃないですか、ということはやっぱりこれと同じような南中のこの請負工事と同じような扱いをするという理解でいいんですね。

◆朝野和隆副委員長 佐々木課長。

○佐々木敏彦文化財課長 文化財課佐々木でございます。PCR検査につきましては、先ほど横尾次長も申し上げたとおり、市としての統一的な仕様がございまして、そちらのほう、確認して適切に同様な措置を取らせていただきたいと思いますと思っております。

◆朝野和隆副委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 今まで概略でも説明を聞いたのかも分かんんですけど、ちょっと教えてもらえませんか。総事業費っていうのはもちろん文化庁にも補助申請もされるということなんですけども、総枠、概略でどの程度のその事業費になるのか、分かる範囲で教えてください。

◆朝野和隆副委員長 佐々木課長。

○佐々木敏彦文化財課長 文化財課佐々木でございます。総事業費についてのお尋ねでございます。令和2年度に仁風閣修理計画というのを外部の業者に委託しまして策定しております。そのときに出ていた概算費用が5億500万円というふうに見込まれておりました。これは屋根や内装の修理工事、構造補強工事、設計管理料などを含む数値でございます。この数値を7月に開催いたしました保存修理検討委員会でも出された意見を基に精査いたしまして、内壁や天井の仕上げ材、あと、側溝や排水設備、耐震実験の実施など、そういったものを見込みまして、さらにちょっと費用がかさみますが、現在は先ほど申しあげました修理工事、管理料などをトータルで5億5,800万円程度というふうに積算しております。

さらに、こちらのほういわゆる工事費用だけの積算でございますので、さらに外構や調達品の修理、あと、展示物の更新など、また、工事過程で出現する想定外の事態に対応する必要なども想定されますので、ざっと1億円ぐらい余計にかかるのではないかとというふうに見ておまして、全体事業費を、現在のところなんですが、6億5,000万円ぐらいを見込んでおるところでございます。以上でございます。

◆朝野和隆副委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 昨日、NHKでお城のスペシャルがあって鳥取城が紹介されていましてね。その中で、仁風閣も紹介があって、遠目から見ればきれいなんだけれども、あれ見たらやっぱり外の壁なんかの亀裂ってものすごくあって、やっぱり何とかせなあかんというのを、昨日テレビを見ながらしみじみ思ったわけなんですけれども、ここにある今後の対応の②の大規模修繕までの間、公開活用、維持管理のために必要な修繕を行うという、この必要な修繕というのは、いわゆる建物ではなくして、そこに保存しているそういったものなのか。それで、3番目に国・県に修繕費用の補助を要請しということになっているけれども、改修の分については恐らく文化庁なりの補助事業になってくると思うんだけど、そこにある所蔵品というかね、そういったことじゃないかなと思うんだけど、その辺りちょっと説明していただけませんか。

◆朝野和隆副委員長 佐々木課長。

○佐々木敏彦文化財課長 文化財課佐々木です。今後の対応のところにありますが、大規模修繕までの間の必要な修繕というのは、例えば、一昨年度台風で窓が落ちて予算を計上をお願いしたことがございましたが、そういった想定外の急を要する修繕でございますとか、指定管理料の中に修繕費というのが含まれておりますが、そういったもので対応できる修繕については公開中は対応していくというような意味で書かせていただいております。国・県の補助になるんですが、これはあくまでも建物のいわゆる建築のほうと工事の管理委託、耐震のみの補助になりますので、中の収蔵品とかの補助は対象にはなっておりません。以上でございます。

◆朝野和隆副委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 分かりました。例えば、その国指定の重要文化財なんかの場合でしたら、ちょっとあまり分からんけども、国が2分の1で県が3分の1で市が何分の1というような格好になるだろうというふうに思っております。

それからその中で、さっき岩永委員のほうからその工事期間中の公開は無理でしょうという

話もあったんだけど、これまた事情が違うんだけど、姫路城の大規模改修の折に天守閣のあそこの工事の現場を一般公開したようなことがありまして、我々もエレベーターで上がって、その当時、あの辺りを視察したこともあるんですけども、この工事期間中に、別にその現場を見せるっていう話じゃないかしらんけれども、何らかの形でこの仁風閣の工事途中にも、やはり市民なり観光客のほうに、仁風閣を目的として来られる人っていうよりも鳥取城っていうかね、あの辺りで来られる、たまたまそうならたら工事やってたというような状況であるんで、その観光客なり市民に対しても何らかの公開といいますか、仁風閣を紹介するようなそういった取組をやったり引き続きやってほしいなというふうに思います。これは要望にしておきますけれども、工事期間中だけはもうテントで囲ってそれでおしまいという格好でないような形をとってもらおうと大変ありがたいというふうに思っております。以上です。

◆朝野和隆副委員長 はい、ないようですので、では、以上で教育委員会の審査を終了いたします。執行部の皆様は退室していただきます。

#### 【経済観光部】

◆朝野和隆副委員長 はい、では、経済観光部の審査に入ります。

初めに平井部長に御挨拶をいただきます。はい、平井部長。

○平井圭介経済観光部長 お世話になります。昨日までの三連休、観光地のほうも人出が戻ってきておるといような報道を幾つか耳にしましたし、町なかに私も出してみましたけども、結構人がおられたなと思っております。昨日のコロナの陽性は、今日発表の分は鳥取市はゼロですし、県からのトリピーメールがありません。多分西部も含めて県内ゼロではないかなと思っております。このまま終息していくことを願うばかりでございます。

本日は先回御説明しました補正予算につきまして御審議いただきます。また、審議案件終了の後、報告としまして、地方公設卸売市場の再整備事業の進捗を報告させていただきたいと思っておりますし、もう1件、委員会とは関係のないことですが、ちょっとお願い事がございますので、最後にお時間いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

◆朝野和隆副委員長 審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただくよう執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

#### 議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆朝野和隆副委員長 それでは議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。はい、平野委員。

◆平野真理子委員 22ページ上段の企業立地促進補助金です。まず、この交付条件の新規常用雇用者数及び付加価値額に要件ありという、この要件の中身と、それから補助金額が上限2億円ということで、今回補正額で上がっている当初8件が見込み15件ということで1億3,440万になっているんですけども、ということはこの金額的にはもう大体この見込みで予算は立つとい

うことで補正額に上がっているということでしょうか。

◆朝野和隆副委員長 はい、西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 企業立地・支援課西田です。はい。この追加の補正予算につきましては、当初予定していました事業、それから今回補正させていただく事業、全てまず事業計画をつくっていただいて、指定申請を受けとります。それで、その指定のときに通しの計画も出していただいていますので、それから計算しての補助見込額、それによって今回必要な額を追加をさせていただいているところでございます。以上です。

◆朝野和隆副委員長 はい、長坂委員。

◆長坂則翁委員 ちょっと西田課長、教えて。今のこの22ページの上段の企業立地促進補助金の関係、ここに書いてあるね、有効求人倍率1倍を超える状況に推移しているが、市内製造業の1人当たりの付加価値額が山陰他都市に比べ低い状況にある、こういう表現になってますよね、その具体的な数字、他都市と本市の具体的な数字を教えてください。

◆朝野和隆副委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 企業立地・支援課西田です。以前からこの鳥取市が山陰他都市に比べて付加価値額が低いということは言われていまして、ちょっとすみません、具体的に直近の数字で山陰他都市とそれから鳥取市の額っていうのを、今ここでお伝えできませんので、また、調べてお答えをさせていただくということをお願いしたいと思います。

◆朝野和隆副委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 じゃあ、後で教えてください。じゃあ、次にいきます。その下段の布袋工業団地の整備事業費の関係でありますけれども、周辺地域へのその被害が発生をしたって、具体的なその被害の内容をちょっと詳しく教えていただけませんか。

◆朝野和隆副委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 企業立地・支援課西田です。まず、この布袋団地の造成につきまして、4月にこの盛土をしておりますものをならしたところ、一番最初は4月の下旬ですけども、西円通寺の方から砂がこう舞ってこう家のほうまで舞ってきていまして、ちょっと喉が痛い、また目が痛いというふうに、そういうことが報告をされております。また、その後、5月の上旬にも再度また砂ぼこりが舞って、また、この北側のほうの西円通寺の集落のほうにかなり飛散をしたということで、また、洗濯物等に砂がかかってしまったと、かぶってしまったというような状況にあり、それぞれ地元の集落の役員の方からそういった苦情なり報告というのを具体的にいただきまして、それに伴いまして、この造成をしております土地開発公社のほうでまずは散水ということで対応をさせていただくということで、この分の散水の予算というのを計上させていただいております。以上です。

◆朝野和隆副委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 このね、造成盛土は、どこがっていうんか、誰がやられたんですか。

◆朝野和隆副委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 企業立地・支援課西田です。盛土につきましては、この4ヘクタールの分譲地の北側の辺りにですけども、盛っております、これにつきましては平成30年

度中に国土交通省の河川しゅんせつ土のしゅんせつした土を直接ここの敷地の中に持ってきていただいて、それをきれいに盛っておったものでございます。

◆朝野和隆副委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 いや、例えば、鳥取市の土地開発公社が造成したっていうようなことではないわけですね、じゃあ。

◆朝野和隆副委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 企業立地・支援課西田です。国交省に持ってきていただいた後は、山のように盛る作業とそれからならす作業というのは、造成を受け持っております鳥取市土地開発公社のほうでやっているものでございます。

◆朝野和隆副委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 400万からの補正組まれとるわけですよ。この種問題というのは、本来は原因者に責任があるんじゃないんですか。盛土を造成した団体、会社、原因者の責任じゃないんですか。そこら辺はどういう認識をお持ちですか。

◆朝野和隆副委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 企業立地・支援課西田です。この布袋工業団地の造成につきましては、この4ヘクタールの土地以外にも国交省からの河川しゅんせつ土につきましてはかなり導入というか、いただいておまして、それぞれ造成をする、ならすタイミングを企業の立地を見ながら整備をしてきておりますけども、今回この4ヘクタールにつきましては、30年度に盛っておりました土地をこのたび分譲が決まったということで、早急に仕上げてしまいたいということで、9月補正から事業費を計上して事業をしてきているものでございまして、実際このならしたタイミングは4月のちょうど春風っていうか、強風が吹くというようなそういうタイミングだったというのがありますけども、事業としては企業さんのスケジュールを見ながら事業進めたというところで、時期的にはちょっと悪かったというのがありますけども、土地開発公社としては早急に仕上げたいということで事業したというところで、責任というか、公社も市からの企業の相手ということで、早急にしないといけないというところで事業をした結果がこういうふうになってしまったというところで認識をしています。ですんで、事業につきましては、この4月に入ってから公社が実施をしたというのは確かにそうでございます。

◆朝野和隆副委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 何か言い訳的な答弁だけども、春の風がどうのこうのって、何だ、よく分からんけど。一般論としてこの種案件というのはね、基本的には原因者に責任があるんじゃないですかって聞いとるんですよ。だから、土地開発公社が造成をしたんでしょ、造成を。とするならば原因者は土地開発公社が原因者じゃないですか。そうすると原因者の責任においてやってくださいよという指導するのが本来の筋じゃないかな。そこらもう1回お答えください。

◆朝野和隆副委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 企業立地・支援課西田です。この造成につきましては鳥取市の土地開発公社のほうでやっていますけども、その造成費につきましては市のほうで予算を計上して補助金という形で公社に交付をしまして事業を実施しておるというものでございます。基

本的には造成につきましては、公社も市から補助という形ですけども、委託を受けたような形で事業を実施しているというものでございます。

◆朝野和隆副委員長 平井部長。

○平井圭介経済観光部長 最終的には、これは鳥取市が市の責任で布袋の工業団地整備を行っている中の市が指示をしたり、協議をしながら進めている部分ですので、起ってしまったことについては市が責任を負うべきものと、公社が営利事業でやっているものではございませんので、その落ち度といたしますか、こういうことにはなりましたけども、直接的には公社、ただそれを委託といたしますか、補助という形ですけども、それをして行っているのは本市ですので、市がこうやって補填といたしますか、支援する形で責任を取るとということになります。

◆朝野和隆副委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 SDGsの未来都市推進事業費の中で、こないだ資料の6ページ、7ページ説明していただいたんですけども、ちょっと文言の分からんのがあるので、まず1点。ステークホルダーって書いてあるんですけども、ステークホルダーってどういう意味なんですか。

◆朝野和隆副委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 企業立地・支援課西田です。直訳すれば利害関係者ということで、この事業実施について関わりを持っていただく関係者ということになるかと思えます。

◆朝野和隆副委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 はい。分かりました。カタカナ文字が大変どんどんどん新しいのが出てくるんでなかなか追いつかんので、新しい文言についてはちょっと米印でもね、どういう意味だっということだけちょっと何しといてもらおうとありがたい。

それから推進体制の中で、いわゆる庁外と庁内の推進協議会が仮称で発足するようになっていんですけども、これの連携とそれから庁内のは分かるんですけども、庁外についてここに会計年度任用職員を1人配置するというふうになっているようなんですけども、庁外のこの推進協議会の事務局とか、そういったものはどこが持つのか、どこがイニシアチブ取ってやるのか、その辺りがもし決まっていれば、その辺りちょっと教えてやってください。

◆朝野和隆副委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 企業立地・支援課西田です。この庁外に組織しようとしてますSDGs未来都市プロジェクト推進協議会につきましては、事務局としては鳥取市のほうで持ちたいというふうに考えております。その協議会の運営というか、そういうものにつきましてSDGs推進員というようなことで会計年度任用職員1名配置して、そういった業務に当たっていただくほか、今回9月補正出上げさせていただいています各種補助事業、そういったものの受付交付とか、そういった補助的なこともこの推進員のほうにお願いをしたいというふうに考えているところです。

この庁外の推進協議会につきましては、今回既にこの資料7ページのほうでも書かしていただいていますけども、例えば鳥取再資源化研究所と環境大学が共同研究の覚書を提携したりとか、もう実際既にこの推進協議会を立ち上げる前から連携をされているというところもあります。そういった中で、それぞれがそれぞれの取組をしながら、この鳥取市のSDGs未来都市



の実現に向けて全体としてまとまって最終的に2030年のあるべき姿に向って進んでいきたいというところで組織化を図りたいというふうに考えているところです。また、それぞれのステークホルダー、利便関係者がそれぞれの事業を、市の補助事業ですとか、それぞれの独自の取組、そういったものをしていただくということで連携、それから独自の取組、そういったものを進めていきたいと考えておるところです。

また、庁内のこのプロジェクトチームにつきましては、今、考えておりますのはこの3年間、国の地方創生推進交付金の実施計画の承認をいただきましたこの計画に基づいて、具体的に事業を進めていく中で、どういった役割分担を進めていけばいいか、そういうことを協議させていただくということで、7月に既に1回目のプロジェクトチームは会議を開催させていただいています。その中で、それぞれ役割分担を確認させていただいて、また、この国の地方創生推進交付金の事業のみならず、これからそれぞれの取組、独自の取組、そういったものもこのSDGs未来都市プロジェクトチームの中で情報共有しながら庁内で連携してやっていきたいということで組織を立ち上げたものでございます。以上です。

◆朝野和隆副委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 事業の内容については経済・社会・環境面という3つの側面の中で取り組んでいくんだけど、非常に範疇が広いわけですね。商工農林いろんなところ、これもあらゆる部署っていうか、そういったところからの取組になるわけで、なかなかこれ見る限りはいろんなメニューがあって、いろんな取組をするんだけど、本当にこれができるんだろうかっていうような取組が、だからこそこうして団体・組織にしてもかなりのそれこそいろんなところから、丸紅グループとか、メイワファームとか、そういったところの県外っていうかな、出てくるわけですけども、しっかりこれ取り組んで行かないと絵に書いた餅みたいになってしまっても困るわけで、その中の1つ、2つやりましたっていうわけにはいかんわけだから、腹据えてこれは取り組んでもらわなければならないというふうに思っていますし、特にこのSDGsについては今後の鳥取市だけではなくして、大きなそれこそ国を上げての取組になるわけだから、そういう面では本当に具体的なここにあるいろんな事業取組についても、しっかりと、これ3年間だったかな、それで本当にできるのかなっていう気はせんでもないんで、その辺りはちょっとその都度その都度、その事業の推進状況、展開状況については、また委員会、議会での報告をお願いしたいというふうに思います。以上です。

◆朝野和隆副委員長 はい、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆朝野和隆副委員長 はい、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆朝野和隆副委員長 はい、これより議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

◆朝野和隆副委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第107号令和3年度鳥取市観光施設運営事業費特別会計補正予算（質疑・討論・採決）

◆朝野和隆副委員長 次に議案第107号令和3年度鳥取市観光施設運営事業費特別会計補正予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方は挙手お願いいたします。長坂委員。

◆長坂則翁委員 1点だけ教えてください。債務負担行為で1,600万程度、令和4年から6年で有限会社三晃になっておるんだけど、公募されて何者応募があったかな、教えてください。

◆朝野和隆副委員長 平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。今のお尋ねは前回のこの公募のときに何社あったかというお尋ねでよろしいですかね。前は1者です。この1者になります。

◆朝野和隆副委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 令和3年までは同じく三晃、それで、令和4年から6年までも三晃ってということですか。現の指定管理者か。だから、また、改めて公募かけられて決められるってことですね。いや、私が一番言いたかったのは、この会社って境港ですよ、違いますか。

◆朝野和隆副委員長 平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。いや、住所は鳥取市内になりますけども、はい。ちょっと名前が違う会社かもしれないですけど。

◆朝野和隆副委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 字も一緒ですよ、三晃違うかな。いやいや、私は何が一番言いたかったかといえば、もうお分かりのように1者しか応募がなかったってことだけど、やはり可能な限り地域の皆さんにやっていただきたいという思いがあるもんで言ったぐらいなことです。もういいです。終わります。

◆朝野和隆副委員長 ほかは、岩永委員。

◆岩永安子委員 指定管理料が600万ほど上がる計算になっているんですが、消費税、水道料金改定に伴う増額を含む、それ以外にはどういうものがありますか。

◆朝野和隆副委員長 平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。前回の限度額からこのたび600万円増えるに当たっての増額要素でございますけども、まずは説明でもちょっと若干触れましたが、人件費、こちらが県の人事委員会により令和元年と令和2年に行われた民間調査の結果、そちらの平均額により指定管理の人件費というのは算定をしていると、これは全庁的な話なんですけど、それに基づきましてまず人件費が3年間で約110万円の増加となります。それから残りの、じゃあ金額はというところでいきますと、多分にこの令和元年から2年、3年かけてのいわゆる今の指定管理の期間中の売上げの収入、こちらがやはり減少していると。これはいろんな減少の要因もあります。新型コロナもありますし、西道路等の開通等にもよる部分もありますし、そういった部分で売上収入が減額となったことによって、維持管理費部分の増加にも若干つながっているところが大きな要因かなというふうに御理解いただけ

たらと思います。以上です。

◆朝野和隆副委員長 よろしいですか。ほかは。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

◆朝野和隆副委員長 はい。以上で質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

◆朝野和隆副委員長 はい、これより議案第107号令和3年度鳥取市観光施設運営事業費特別会計補正予算を採決いたします。本案に賛成の方は挙手をお願いいたします。  
（賛成者挙手）

◆朝野和隆副委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### 議案第130号専決処分事項の報告及び承認について（質疑・討論・採決）

◆朝野和隆副委員長 次に議案第130号専決処分事項の報告及び承認についてのうち、本委員会の所管に属する部分を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方は挙手お願いいたします。岩永委員。

◆岩永安子委員 質疑もあったところなのですが、まず、エリア設定してるこの①のほうのことなのですが、今回、エリア設定をして20%減少しているところに対して給付金を出すわけですが、部長の認識として全市的な落ち込みはあったというふうに認識しておられるという、まず、理解でこういうのをこういう形で今回出しているけれども、全市的な飲食業の落ち込みはあったという理解をしているということでもいいのかどうか、まず、聞かしてください。

◆朝野和隆副委員長 平井部長。

○平井圭介経済観光部長 この事業を組む段階ではまだ時短要請に入った途中、さなかでありましたので、その時点でどれだけの影響がでるかというのは何とも言えない部分もありましたけども、当然プラスの要素ではありませんので、落ち込む方向にしか行かないと。ただ、それが全市のどういう出方で落ち込みが出るのかと。地域が限定された形になるのか、ある程度地域によって状況が異なるのか、あるいは事業者によって異なるのか、まだらな形っていうのはあり得ますので、その辺については何とも言えないけども、全市的にマイナスの影響は当然ほかの業種も含めて影響はあっただろうなと思っております。

◆朝野和隆副委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 そういう中で、今回エリア設定をしたというのは、とにかく感染拡大防止するという目的なんだという理解でよろしいでしょうか。

◆朝野和隆副委員長 平井部長。

○平井圭介経済観光部長 それ全てだとは申し上げません。やはりその落ち込むことに対する何らかの手当てという意味もございます。それを正確に何%がどうこうという表現は難しいんですけども、両方の要素を含めてエリア設定をさしてもらったということでございます。

◆朝野和隆副委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 感染拡大防止するということと、そこに対しての補償というかね、いうことで

エリア設定したということです。

それから2つ目の時短要請関連事業者給付金です。私はなかなか理解が悪いんですけど、時短営業により減少したというのは日平均ですね、6月、7月の日平均売上高マイナス時短要請期間の日平均売上高、それが時短営業により減少したんだという減少額を表しているんだというふうに思うんですけど、それはそういう理解でいいんでしょうか。

◆朝野和隆副委員長 平井部長。

○平井圭介経済観光部長 その14日間分、要するに要請期間分の売上げの減ということに対応するものですが、我々が補填するのは20%、5%、10%、30%という利益部分を補填しましょうという意図でございます。

◆朝野和隆副委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 そこがなかなか利益部分を補償するんだということになると、家賃だとか、電気代だとか、ガソリン代だとか、いわゆる固定費と言われるものが補償されないんじゃないのかなって考えるんですけど、それはどういうふうに考えたらいいでしょうか。

◆朝野和隆副委員長 平井部長。

○平井圭介経済観光部長 固定費というのは経費ですから、それは当然もともと負担されているものですから、固定費を市が負担するというものではなくて、固定費を払った上で利益を得てそれを回しておられるという部分を補填するというところでございます。なので、個々の事業者さんによっていろいろ経費というのは額の大小も形も違いますから、そこを我々が入り込んで見させてもらうということは現実にはあり得ない話ですので、やはり売上げから想定するということができないのかなど。固定費は時短営業してもかかる部分はかかってくるのでそれは仕方ない部分であろうと。あくまで影響を受けた部分の利益部分ということです。

◆朝野和隆副委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 今のは、②のほうなんですよね、②の時短要請関連事業者給付金のほうなんですけど、時短要請を受けている業者に、タクシー関連、タクシーや代行やみんな影響を受けているからその日平均で減少した部分っていうのは、もうそれ自身が時短要請を受けた業者に卸したり、タクシーで時短要請でお客さんがいなくなった、だから、タクシーのお客さんもいなくなった、代行のお客さんもいなくなったということで影響を受けていると。何かそれはもう減少額が表している。その中の利益率というのが何か私は分からなくて、何でわざわざ利益率をかけないといけないのかというところがすかっと分らないのです。

◆朝野和隆副委員長 平井部長。

○平井圭介経済観光部長 簡単に例えば言いますと、80円で仕入れた飲物を100円で飲食店に卸しておられるという事業者さんがあったら、そこがもし、その100円の売上げの部分が飛んだという場合に80円部分の仕入れはないわけですから、そこを市が補填するということがないわけですね。ですから、その影響を受けて本来20円の売上げが得られるべきところがなくなったところを2割という利益率で補填させてもらいましょうということですので、家賃とか、固定費というのは共通経費ですから、そこを話に加えてしまうと、もう、袋小路に入ってしまうので、ここの違いもございまして、やはり一般的に国の補償とかでも売上げというもの

をベースに考えますので、そこから考えるというのはやっぱり筋なのかなと思っております。

◆朝野和隆副委員長 はい、岩永委員。

◆岩永安子委員 この間、経済観光部でいろんな施策を打っていただいているんですけど、前回の陳情の部分のやり取りの中で、少しちょっと気になった言葉があって、次の施策をやっぱり考えないといけないと。だけど、それは廃業ですとか倒産ですとか、そういうのが今あんまり目に見えてない状況なので、ということを言われました。やっぱりそんな廃業や倒産が起きてしまうようなことになったらいけないと思うんです。やっぱり市は今の飲食業の飲食店を守っていくという立場で施策を打っていただかないといけないというふうに思うんですけど、そこは共通ですよ。

◆朝野和隆副委員長 平井部長。

○平井圭介経済観光部長 当然これからも施策というのは、次の手を考えて進まないといけないと思っております。今回のこの緊急事業というのは、あくまで時短要請に伴う感染拡大防止に補助的に我々が資するような内容をやると。ですから、結果論としてこの時短要請によって8月の売上げが落ちたということを言えば、どこの飲食店も全市的に影響があった可能性は当然あります。ただ、そこを全部拾い上げましょうという趣旨でこのお盆前に発案したものではありませんので、それはそれでまた考えていくと。例えばですね、例えばと言いは変ですけども、今回は8時までに時短要請していただくことについて、休業される場合でも10時を8時にする分でも県のほうは協力金を払います。市のほうはこの3段階の定額を払います。ただ、このエリア内であっても、そもそも夕方8時までで終わっておったという飲食店さんに何の補償もないんです。当然売上げは多分落ちておると思います、弥生町の中とか。だから、そういう意味では、そういう皆さんに売上げを公平に補填しましょうという施策ではないと。ですから、全体的な飲食なり、ほかの業種も含めての何らかの経済的な底上げ的な施策というのは別で考える話だと思っています。そこは一緒じゃないということをお理解いただければと。

◆朝野和隆副委員長 はい、米村委員。

◆米村京子委員 じゃあ、ちょっと1点だけお願いします。申請方法についてです。電子申請、郵便申請、窓口申請、これは両方ともそういう形になっているんですけども、この電子申請、これは自己申告みたいなことになりますよね、それでよろしいですか。

◆朝野和隆副委員長 大野次長。

○大野正美次長兼経済・雇用戦略課長 経済・雇用戦略課大野でございます。基本的には必要書類を示させていただいていますので、それに応じて必要な書類の写し、または個人事業主等で基本的に台帳等を持っておられない場合は、これはもう自己申告で独自の一覧作って出させていただくというような形になりますので、これは窓口申請においても、電子申請、郵送においても、全く同じでございます。以上です。

◆朝野和隆副委員長 はい、米村委員。

◆米村京子委員 自己申告というのは、ちょっと怖さを感じちゃったんですけども、その辺のところちょっとこの今まででもやっぱりいろんな形、自己申告出ていると思うんですけども、ちょっとあまりにも自己申告ばかりやっていて、何かそれを証明するようなものっていうのを、

例えば税理士さんとの協力しあっししながらという、そういうものでないといけないとか、そういうのが一時ありましたよね。その辺のところに関して、この辺に関しては全然もう自己申告だけで誰が何やってもいいというふうにはしか見えないんですけど、その辺どうなんでしょうか。

◆朝野和隆副委員長 大野次長。

○大野正美次長兼経済・雇用戦略課長 経済・雇用戦略課大野です。これは、このたびの給付に限らず今までコロナ対応で行ってきた、国の給付を含めですけども、どこまで厳密で精緻な資料を求めるかということで、そういう資料求めれば求めるほど、特に小規模な事業者にとっては申請そのものがないというような状況になりますんで、どこで折り合いをつけるかという形で、常に行政側としては悩んでいる場所でございます。あまりハードルを上げ過ぎないように、小規模な事業者でもきちんと申請をしていただけるような、そういうところでハードルを設定しないといけないということで今回の必要書類の内容をお示ししているということでございます。ただ、基本的には、もう性善説で行うしかないと思っているんですけども、そうは言いましても、じゃあ、全く自己申告だけに頼っているかということそういうわけでもなくて、今回の申請については、例えば飲食店においては、月々の売上げの台帳、自己申告的な形にはなるんですが、ただ、前年の確定申告書の写しとか、そういったものを取って出していただくようになっています。そことの比較であまりに売上げが少ないとか、数字があまりにも違い過ぎる場合は直接検査にお伺いすることがありますよという形での誓約書を同時に取るようにしておりますんで、そこである程度は担保されているというふうに思っております。以上です。

◆朝野和隆副委員長 米村委員。

◆米村京子委員 本当にきちっと精査していかなくちゃいけない部分というのが正直あると思います。これ本当にゼロではないですから、その辺のことをもうちょっときちっと対応していただけたらと思っております。よろしくお願ひします。

◆朝野和隆副委員長 よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆朝野和隆副委員長 はい。以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆朝野和隆副委員長 はい、これより議案第130号専決処分事項の報告及び承認についてのうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は挙手お願いいたします。

〔賛成者挙手〕

◆朝野和隆副委員長 挙手全員と認め本案は承認することに決定いたしました。

12時になりましたので、しばらく休憩したいと思います。開催は1時にしますのでよろしくお願ひいたします。

午後0時 0分 休憩

午後0時 58分 再開

◆朝野和隆副委員長 はい、ちょっと定刻よりも早いですけども、委員会を再開したいと思います。西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 企業立地・支援課西田です。すみません。先ほどの9月補正予算の質疑におきまして、長坂委員様から御質問いただきました。市内製造業の1人当たりの付加価値額が山陰他都市に比べて低い状況だということで、じゃあ、数値的にはどういう状況なのかというお尋ねでした。直近の2019年の工業統計調査、この数値が最新なんですけども、2018年中の山陰主要都市の従業者が4人以上の事業所、製造業ですけども、事業に関する統計、これの数字を御紹介させていただきます。

鳥取市におきましては1人当たりの付加価値額、これが800万円、それに対しまして米子市でいいますと898万円、倉吉市が932万円、それから出雲市が1,240万円、これが鳥取市よりも上回っている市でございます。それから、松江市が759万円ということで鳥取市よりは低いと。主要都市でいうと松江市以外は鳥取市よりも高いというような数字が出ております。この従業者1人当たりの付加価値額につきましては、三洋ショックまでは鳥取市としてもかなり高い数字ではあったんですけども、その後、かなり落ち込みまして、ただ、近年の企業誘致によりまして少しずつですけども、持ち直して今のこのような数字になっているということでございます。

ちなみに2017年の調査の数字を御紹介しますと785万円ということで、この1年の間に15万円増加していると、そういうような数字が出ております。ちなみに三洋ショック以前ですけども、一番高かったというところで紹介させていただきますと、2006年ですね、一番高かったところが2006年1,473万円という数字がございます。それから三洋ショック後の落ち込んだ一番最低なところでいいますと、2014年の711万ここまで落ち込んでおりました。それが2018年で800万まで戻ってきているというような状況でございます。以上です。

◆朝野和隆副委員長 平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。同じく午前中の答弁の中で一部誤りがありましたので訂正をさせていただきたいと思っております。特別会計の観光施設運営事業費特別会計の関連で長坂議員さんから午前中に御質問いただきました、前回の公募の何社応募があったかというお尋ねがありました。それで、私、1者と申し上げたんですけども、実は1者はそのもう1個前の平成27年の更新のときに1者でございます。それで、前回に当たります平成30年の更新のときに公募をしたんですけども、このとき公募した結果がゼロだったと。その後、ゼロの理由についてその前の今の現管理者なんですけども、指名を受けましたこの三晃さんのほうに確認をさせていただいて、どうも遊漁センターそのものの施設のいわゆる建物の状態、こちらが非常にいわゆる改修を要するような物件の問題もあるということで、改修を市のほうでしていただければ指名のほうで指定管理を続けてもよいというようなお話をいただいて、その後、平成30年度～令和3年度までの今年度もかけまして修繕を行っております、結果的にはその修繕に対応をするということで前回の指名指定という形で、いわゆる指定管理者として指定を受けたという経過がございます。訂正で以上でございます。

◆朝野和隆副委員長 はい、長坂委員。

◆長坂則翁委員 今、平井課長から答弁があったんですけども、修正。それで改修工事をされたんですね。それで、以前ね、問題になったのは、遊漁センターはバリアフリー化がなされていなかった。問題はその改修のときにバリアフリー化も合わせてやられたんか、私も確認していないので分らないですけども、バリアフリーの関係についてどうされたんか、ちょっとそこだけ聞いときます。

◆朝野和隆副委員長 はい、平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。平成30年以降に行った改修で我々が把握しとる限りで申し上げますと、バリアフリーに対応している工事っていうのは入ってないです。主にはエアコンの修繕とか、あるいは分電盤、引込み計器盤の取替えとか、あるいは空調室外機タンクの修繕、そういったようなものが主になっております。

◆朝野和隆副委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 もう今日はこれ以上言いませんけどね、やはり時代の要請としてバリアフリー化っていうのは様々な施設、大分進んできつつあるわけで、そういった意味では公的施設でもあるし、十分頭に入れた中で今後の検討の中に、ぜひとも加えていただきたい、そのことだけ申し上げておきます。以上です。

◆朝野和隆副委員長 よろしいですか。はい。

令和3年陳情第8号鳥取県の営業時間短縮要請に伴う周辺エリアにおける影響緩和給付金の  
該当エリアの見直しについての陳情（質疑・討論・採決）

◆朝野和隆副委員長 では、陳情審査に入ります。

令和3年陳情第8号鳥取県の営業時間短縮要請に伴う周辺エリアにおける影響緩和給付金の  
該当エリアの見直しについての陳情を議題といたします。

本陳情につきまして委員の皆様より御意見をお願いいたします。西村委員。

◆西村紳一郎委員 時短要請に伴う周辺エリアということですが、これ、本市全体とすると、全体の店舗数とか、全然分からないわけですので、本市の見解についてお尋ねしたいと思います。

◆朝野和隆副委員長 はい、平井部長。

○平井圭介経済観光部長 店舗数ということ言いますとちょっと今、正確な数字がぱっと確認できなかったんですけども、恐らく実態として営業しておられるところでもかなりの1,300なり500なりっていうところは少なくともあると思います。ですので、これを全市に拡大って言いますと、また何百も増えてくるということで事務の手間もありますし、給付金を、じゃあ、同じような額を支給するとまた予算的には大きく膨らむっていうこともあるというふうに考えております。

◆朝野和隆副委員長 はい、長坂委員。

◆長坂則翁委員 9月8日の日に若干議論もしたと思うんですけども、私、この陳情第8号の該当エリアの見直しについては反対するものではありません。当然米子市も市内全域をやっとる



わけですから、鳥取市においても同様の対応を取られることを望みますって、要望するっていうふうになっておるんですが、ですから、陳情趣旨には大いに賛同したいと思います。

それで、8日の日も若干、県の取組はどうなんだろうかと質問もして、実は経済・雇用戦略課からこういったペーパーももらいました。それで、いずれにしてもこれは9月県議会に諮られて恐らく可決するだろうとは思いますが、県が新たに県内事業者、県内全てを対象に応援金を支給するという事になっておるわけですから、今回の陳情8号自体は反対するものではないですし、賛成するんですが、県事業としてこれが出てくるといことになると、当面はそちらのほうで対応可能ではないのかというふうに私は理解しております。

したがって、もし採決をされるのであれば不採択という扱いになるだろうと思いますが、いやいや、待て、この県の対応の関係のこの部分についても、もうちょっと研究をしてみようや、いうことであれば継続審査でも構わない、このようにも思っておるところです。私の考えは以上です。

◆朝野和隆副委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 先ほど9月補正の審議の中で、部長は、今回はエリア設定をしてるんだけど、全市的な落ち込みのような何らかの影響はあったというふうに、先方、部長も言われたところだと思うんです。この陳情の趣旨としては、今回、時短営業の周りのところエリア設定をしたんだけど、みんなが影響を受けてるんだから全域に広げてほしいという要望ですので、私は、これはもっともなことだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◆朝野和隆副委員長 ほか、ございますでしょうか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 前回の委員会でも少し議論したんだけど、鳥取県の営業時間短縮要請、あくまでこれは鳥取県がいわゆるクラスター等々の対応として、飲食街でクラスターが発生したということで、そのエリアを限定をして時間の短縮の要請をしたと。それで、それに付随して、本来そのエリアだけの指定したんだけど、いわゆる業界等々からの陳情で、じゃあ、周辺エリアもということでエリア設定をしたわけでありまして。こないだも私も言ったんだけど、本来は、これは県がいわゆるコロナのクラスター対策ということで、一般のいわゆる売上げが下がったところの対応ということではなくして、クラスターに対するその対応として営業時間を短縮してくださいと、その代わりその分については応分の県からの負担と言いますか、補助はしましようという、そういった考え方のわけでありまして。

ですから、この秋、県が、今、出してる特別給付金みたいな形で、この9月定例会に県が出してるんだけど、これはそういう意味ではなくして、やはりクラスターとかそういう話じゃないわけで、県内全域でのその営業活動の中で、まだかなりの影響があるんで、それについてはみましようということなわけなんです。だから、この周辺エリアにおける影響緩和給付金というのは鳥取市独自の事業であって、厳密に言えば、これは設定しようがしまいがいい話であってね、ただ、やはり周辺からすると、道路1本隔てたところで、うちはない、それはちょっとおかしいじゃないかということで周辺エリアを設定したわけでありまして。米子市は全市ということだけでも、米子市域と鳥取市の全域ということになると、それこそ、県の時短要請に対するほうの補助金の金額よりも鳥取市が今度支払ういわゆる補助金のほうが額が増えるような話に

なればね、それこそ本末転倒だと私は思うわけです。

ですから、これはあくまでも、いわゆるクラスター発生で、それを抑え込むための事業で、その影響のある周辺の、どこまでということになってくるとね、例えばそれは逆に言えば、湖山でクラスターが発生して湖山駅周辺のそのエリアについては、じゃあ、県が時短営業したと。それに付随して、じゃあ、鳥取市のこの弥生町やそこもするかということになると、そういう話は、私はないと思うんです。だから、このたびのこのエリアの見直しというのは、あくまでもクラスターを防止するためのそれこそ施策ということであるわけで。だから、私はこの件についてはやはり周辺エリアというのは限定すべきだというふうに思っていますので、その件については不採択ということですし、それから県が出してるこのたびの県議会で出た分は、これはもう、これも期間限定なんですよ。たしか、9月から何月までのがなってくるわけ、じゃあ、来年の1月にこれが出たときには、それが適用するかってことは、それはないわけだから、だから、これとはやっぱり別に考えないけんというふうに私は思います。以上です。

◆朝野和隆副委員長 ほかございますか。ありますか。じゃあ、採決を。

それでは討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

◆朝野和隆副委員長 なし。

これより令和3年陳情第8号鳥取県営業時間短縮要請に伴う周辺エリアにおける影響緩和給付金の該当エリアの見直しについての陳情を採決いたします。本陳情の採決に賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆朝野和隆副委員長 はい。挙手少数と認め本陳情は不採択とすることに決定いたしました。

それでは不採択理由について御確認をしたいと思います。不採択理由はどのようにいたしますでしょうか。はい、長坂委員。

◆長坂則翁委員 私の意見は、県もこのたび、これが十分かどうかというのはまだ議論はしなきゃいけないけれども、県の令和3年9月議会の補正予算に、県実施事業のコロナ禍緊急応援金の制度が創設をされたんで、それで対応可能と判断をしたためというふうにすればいいと私は個人的には思います。

◆朝野和隆副委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一委員 私は、先ほども私申し上げたように、この事業はクラスター対策ということ、これを抑えるための事業であって、全域に損害与えたところについての、それを補助とか負担とかいうようなものではない。だから、エリアを指定をして、エリア周辺のいわゆるまさに影響のあるところについては見るべきであって、これ全域にこれを負担を見るということは、そもそもこのクラスター発生でエリアを指定した意味がないということですよ。ですから、県のそれこそ事業で、県がエリア指定するわけですから、もし、エリアは市がその後のエリアは決めるんだけど、市のあれからすればね、もっと広いところにすればいい話であって、だから、これだけのところということで指名して、いや、本来だったらもっと広くてもいいんじゃないかという、言ってみれば、このたびエリア指定をした鳥取市がその域、だから、最初から

言えば、鳥取市がエリアを指定した域を県のほうに、鳥取市がエリア指定ですって言えば、そこまで言うわけだから、それ以外のところはそんなに陳情というかそういったものはなかったのかもしれないけれども、だから、鳥取市でできることは、もうそのようなことであって、全域をする話では、私はないというふうに思います。以上です。

◆朝野和隆副委員長 じゃあ、今言われたことをちょっとまとめて文章に起こして最後に不採択理由をほかにもありますので、決めたいと思いますので。

#### 公設地方卸売市場再整備事業の進捗状況について（説明・質疑）

◆朝野和隆副委員長 はい、では、次に移ります。報告に入ります。

公設地方卸売市場再整備事業の進捗状況についての御報告をお願いします。大野次長。

○大野正美次長兼経済・雇用戦略課長 はい。経済・雇用戦略課大野でございます。市場特会の関係で公設地方卸売市場の再整備事業の進捗状況について報告をさせていただきます。お配りしております資料を御覧いただきたいと思います。

公設卸売市場の関係につきましては6月17日に開催されました本委員会におきまして、1点目として、まず、事業協力者を公募して、市と指定管理者との対等なパートナーとしてノウハウの提供でありますとか、企画提案や助言、そういったものを市場の再整備に向けて様々な協力をさせていただくように手続を進めるということ、それともう1点は来年度の再整備に係る設計施工業者を募集するに当たりまして、管理者の政策目的とか、施設に求められる機能、これについての基本的な指標を示した要求水準書というものを作成する必要があるまして、要求水準書の作成に係るアドバイザー業務を委託する業者について9月下旬頃に公募を行いまして今年度中に要求水準書を作成する、そういう旨の説明をさせていただいたところです。併せまして、6月補正におきまして要求水準書の作成に係る必要経費1,678万円を予算計上させていただいているところでございます。その後の進捗状況につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

まず、最初に事業協力者の選定についてですが、これにつきましては3つのグループから申込みがございました。6月30日に選考委員会を開催いたしまして、大和リース株式会社を代表企業とするグループを選定をしたところです。7月2日付で基本協定を締結しまして市と市場組合の3者で共同して施設の規模や配置に関する検討を開始をしております。9月中旬に事業協力者から提出される中間報告の内容を、鳥取市それから市場参画の関係事業者で協議を行いまして、計画案として決定した上で市場運営審議会に報告する予定としております。

次に、要求水準書の作成に係るアドバイザー業務についてです。当初、9月の募集開始、10月選定を予定しておりましたが、国の交付金申請に係る実施計画書の提出を当初の想定よりも早期に求められましたため、8月2日から募集を開始しまして2者から手が挙がっております。先週15日に選考委員会を開催いたしまして、株式会社流通研究所、これは神奈川県厚木市の会社でございます。こちらを受託候補者として選定をさせていただいたところです。アドバイザー業務として想定しておりますのは、その四角の中にありますように、要求水準書の作成のほか、PFI事業についての費用対効果についての評価・検討、国交付金の申請に

係る書類作成の支援など、そういったものを想定しております。

なお、土壌汚染調査とアスベスト調査につきましては、別途予算要求させていただくことで考えておりましたが、これらの事項につきましては施設建設の工期や費用に関わってくるということで、要求水準書にあらかじめ反映させておく必要があるということで、早期に調査を行う必要が求められてきました。要求水準書作成に係るアドバイザー契約が終了後、予算の残額を流用して調査を行わせていただきたいと思います。予定では予算額より大幅に契約額が減少する予定となっております。

今後も引き続き市場関係事業者との調整を継続しながら、事業協力者からの提案に対する必要な修正等を踏まえてアドバイザー業務に反映させて、よりよい市場となるように要求水準書を作成してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◆朝野和隆副委員長 はい、御報告いただきました。

委員の皆様方から質疑、御意見などございますでしょうか。米村委員。

◆米村京子委員 先ほどの教育委員会でも同じような質問しちゃったんですが、土壌汚染調査、アスベスト調査、これも含まれてのやっぱり予算編成になっていくんでしょうか。

◆朝野和隆副委員長 大野次長。

○大野正美次長兼経済・支援課長 先ほども説明させていただきましたが、もともと土壌汚染調査とアスベストの調査につきましては別途、予算要求させていただく予定としておりましたが、国の交付金のスケジュールが早まったこと、それからそれに伴って要求水準書を予定より早く完成してしまわなければならなくなったこと、そのような事情が変わってまいりましたので、土壌汚染とアスベストについても早期に調査をさせていただいて要求水準書に反映させる必要が生じてきたということで、この今回の要求水準書等のアドバイザー契約につきましては、数百万程度契約額が当初の予定より減少する見込みになっておりますので、その予算を土壌汚染とアスベストの調査に利用させていただきたいというお願いでございます。

◆朝野和隆副委員長 よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 麒麟のまち観光局による観光地意識調査の実施について（説明・質疑）

◆朝野和隆副委員長 では、続きまして日程には記載はございませんが、追加でもう1件報告を受けたいと思います。

麒麟のまち観光局による観光地意識調査の実施についての御報告をお願いいたします。はい、平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。最後にですけども、今お話のありました麒麟のまち観光局によります観光地意識調査の実施についてということでお配りしている資料をちょっと御覧いただけたらと思います。この調査なんですけども、公益社団法人日本観光振興協会が全国の観光先進地のDMOなどを支援の対象に、ディスティネーションネクストを活用した観光地的診断事業というものに取り組んでおられます。これにDMO麒麟のまち観光局が自分たちの圏域マネジメントの機能の強化を図るという目的でこの事

業に応募をし、採択を受けたというような背景がございます。

事業の目的、ディスティネーションネクストに関してはちょっと点線で囲ってある内容のことをちょっと見ていただけたらと思うんですけども、その下にあります事業の目的ですね、こちらでDMOのほうで観光事業者をはじめ、幅広い業種を対象に観光地意識調査というものを実施されます。その中で地域の観光の強みや地域での協力関係をどのように評価しているのかといったような実態を把握するというものでございます。

3のほうにあります調査対象者として、実は今回麒麟のまち圏域1市6町の観光関連団体をはじめ、地域振興団体をはじめ約220名強の調査対象の中に、実は議会のほうの御協力もいただきたいということで、鳥取市におきましては8名の議員さんのほうの御協力をいただきたいというようなお願いがまいっております。それで、事務局ともちょっと相談をさせていただいて、もし可能であればこの文教経済委員会の委員の皆様はこの調査への協力をお願いできないものかというふうにお話をさせていただく次第です。

スケジュールにも書いてございますが、11月頃にこの意識調査の調査票をお配りをし、回収をさせていただいた後、来年の2月頃に調査結果を公表するような流れとなっております。こちら強制というようなものではないんですけども、1市6町で圏域のマネジメントに取り組んでいる麒麟のまち観光局のこれからの事業展開なんかの参考にもなってくるものでございますので、可能な範囲で調査に御協力をいただけたらというお願いでございます。私からは以上でございます。

◆朝野和隆副委員長 はい、御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見などはございますでしょうか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 調査対象者で今それこそ平井課長のほうから議会が8名でこの文教経済委員会の委員でいいじゃないかという話だったけども、妥当だと思います。ほかに、ということになってくるとじゃあ誰をというふうになるとなかなか難しいんで。

これはいつ決定なんですか。というのが、これ向けられている話なのか、それともまだ先の話だから正式には議会で誰を出すかっていうのはまた議長を通しての話になるのか、ちょっとよく分からんですけども、今ここで提案があって議会のほうでお願いということであるならば、私は文教経済委員会の委員で受けていただければそれが一番妥当なのかなというふうに思います。

◆朝野和隆副委員長 平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。これは6町さんも含めて、町の議会のほうも含めての話にもなってきますけども、先ほどちょっと話にありましたとおり、まずは麒麟のまち観光局としてはこの採択を受けて、今年の11月から調査票の配布等を行っていったということで、この議会の9月、それから10月辺りでこういった各団体へのお願いを取りつけて実施をされていくというふうにお聞きしております。私のほうからまた11月頃になりましたら議会事務局さんのほうを通して、またどういう手続を踏んでいくかというのは相談させてもらうとしても、調査のほうの調査票配布とか、そういったお願いには回らせてもらえたらというふうに思っております。以上です。

◆朝野和隆副委員長 よろしいですか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 まだ先の話という話だけでも、この委員会の委員の腹積りとしては、この文教経済委員に、この委員の8名がいわゆる調査対象者となることについては、私はそれでいいというふうに思っています。皆さんどういうふうに考えるかしらんけれども、そういうことは踏まえてもらっといたほうがいい、含んでもらったほうがいいのかなという各委員にね、そういうふう思います。

◆朝野和隆副委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 上杉委員も言われたように議会のルールからいってどうなのかっていう、例えば、議長のやっぱり一定の了解、執行部の皆さんに直接関係ないことだけでも、やっぱり議長の了解を得て委員会の委員の皆さんに要請をしたいと思う、というようなことは手続的には必要なのかなという感じがちょっとしたもので、あえて言いました。

それで、余談っていうんか、大したことはないんだけど、この意識調査に係る費用っていうのはこの麒麟のまち観光局が全て負担するという理解でいいですね。

◆朝野和隆副委員長 平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。そのとおりでございます。

◆朝野和隆副委員長 はい、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆朝野和隆副委員長 はい、以上で経済観光部の審査を終了いたします。執行部の皆様、御退室ください。

#### 【農林水産部・農業委員会】

◆朝野和隆副委員長 はい、では、農林水産部・農業委員会の審査に入ります。

初めに田中部長に御挨拶をいただきたいと思っております。はい、田中部長。

○田中英利農林水産部長 農林水産部です。よろしく申し上げます。早速ですけど、本日は9月8日に議案提案させていただきました議案第105号一般会計補正予算、議案第122号財産の取得についての議案審査、それと、9月16日に追加提案させていただきました議案第131号一般会計補正予算の議案説明と審査でございます。補正の主なものとしましては7月7日から11日にかけて降りました豪雨によりまして被害を受けた農地・農業用施設の復旧費でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

◆朝野和隆副委員長 審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にしていたくよう執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆朝野和隆副委員長 それでは議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を議題といたします。

質疑を行いますので質疑のある方は挙手お願いいたします。長坂委員。

◆長坂則翁委員 1点だけ、農政企画課にお尋ねをしたいと思いますけど、事業別概要29ページの上段、みんなでやらいや農業支援事業費の関係でありますけど、これを、事業の内容読んでみますと、雇用期間満了前に雇用者が退職したって、こういう表現になっております。それで、この返還金の関係は県費分として補助金返還が180万上がっておるんですけども、県費の部分はいいんですけども、鳥取市の市費の部分というのはないんですか。参考までにこちら辺りを教えてください。当然県費部分の返還が発生するのであれば、鳥取市に対しても返してもらうという手続はあるのかなって思うんですけども、その辺を教えてください。

◆朝野和隆副委員長 はい、山川課長。

○山川泰成農政企画課長 農政企画課山川でございます。長坂議員さんおっしゃられるとおりで、歳出については県費に返す分を上げておりますが、市費の分も返していただく必要がありますので、それは歳入のほうで計上しております。資料1お配りしておりますが、3ページですかね、返還金ということで、雑入で上げておりますので御確認いただけたらと思います。以上です。

◆朝野和隆副委員長 はい、岩永委員。

◆岩永安子委員 今の29ページの上段なんですけど、雇用期間満了前に雇用者が退職したということなんですけど、これは①も②もちょっとどういうことで事業中止したり、退職に至ったのかってようなことを、ちょっと確認させてもらえたらと思います。

◆朝野和隆副委員長 山川課長。

○山川泰成農政企画課長 農政企画課山川です。29ページのがんばる農家プランの補助金の返還の2件ですが、1件につきましては事業別概要の①のほうですが、気高で農産物の販売の施設を造って、そこで地元産のものを売るといったような内容のものでございますが、そちらについては定期的な指導等も行ってきたんですけども、御本人さんも売上げがうまくできてなくて、赤字経営が続いていてということで、あと諸々の御自身の経済の状況なんかもありまして事業継続が困難になったというふうに伺っております。

あと、下のほうの、これは河原の農業法人への雇用の関係でございますが、退職した理由等については、そちらの生産法人さんと雇用者のお話で決められたことだというふうに思いますけども、作業的にも1人雇用するだけの作業がなかったとか、適切なそういった補助金以外の賃金が払えるような状況じゃなかったとか、いろんなことがあるかとは思いますが、そういった生産法人と生産者さんと話し合っただけで雇用期間を切るというような結果になったというふうにお聞きしております。あまりちょっと詳しい話は聞いていません。以上です。

◆朝野和隆副委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ということは補助金を出してるわけで、市がやっぱり補助金に基づいた事業ができるような援助っていうか、そういうことがやっぱりなされると②のほうの法人さんにしても雇っとるほうの法人さんはまた違う仕事、生産が活発になるような指導が必要だったのかもしんですけど、何にしても出しっぱなしではいけないなというふうに思いますんで、適切な指導をしていただくようよろしくお願いします。

◆朝野和隆副委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 坂本さんのところになるんかいな、ちょっと教えてください。この奥沢見の渇水対策施設基金の積立金、補正額が741万計上されておるんですけども、これは国も絡んでの話なんですけど、最終的なこの基金の積立額は、目標はどれぐらいに設定されているんですか。

◆朝野和隆副委員長 坂本課長。

○坂本武夫農村整備課長 農村整備課坂本です。国との契約の金額っていうのが全部で、今年度の既に草刈りであるとか、管理で十数万円ほど予算立てしておりますけども、その分を除く741万円ということで今回上げさせていただいております。ですので、合計としてはこの741万円と既に補正をしております12万9,000円の760万弱ぐらいの額がマックス積立ての金額でここから維持管理に使った経費を毎年支出していくというものでございます。

◆朝野和隆副委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 ということは年々減少していくという状況が生まれるわけだね、何年ぐらい見越しとるわけですか。

◆朝野和隆副委員長 坂本課長。

○坂本武夫農村整備課長 農村整備課坂本です。国との契約で30年間の維持管理費ということで、この金額を基金として積み立てております。

◆朝野和隆副委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 概要書の28ページの下段の共同利用施設の整備等事業費ですけども、これは内訳は市内の馬場の水耕栽培施設と鹿野町のこれって法楽寺っていうんかな、農産物の出荷場の2か所の修繕っていうか、ということなんですけども、この上のほうの事業の経過及び背景というのの中に、最後のほうにこれらの施設の地元移管等、いわゆるファシリティマネジメントにのっとっての話なんですけども、進めていると。それで、今回この共同利用施設については、馬場についてはかなりの金額が、これをかけておられるわけですけども、それは地元移管というようなことが前提でそういうことになっているのか、まだ地元の移管ではなくして、市の施設としてこれをそれこそ修繕をしたのか、その辺りちょっと教えてください。

◆朝野和隆副委員長 山川課長。

○山川泰成農政企画課長 農政企画課山川です。上杉議員おっしゃれるように、やはり共同利用施設、農林の関係かなりございまして、数が百ぐらいあると思いますけども、極力FMの方針に基づいて地元移管、譲渡等を進めていきたいというのが大前提でございます。馬場につきましては、ここ数年かなりの修繕費を上げさせていただいております、我々としてもちょっと苦慮してる場所ではあるんですけども、まだもう少し耐用年数が残ってるというような状況もありまして、まだうちのほうでこういったおもりをさせていただいているところなんですけども、地元のほうには地元で引き受けていただくような話合いを、もうそろそろ進めるような時期に来ているよということでお話をさせていただきまして、今、生産者が2軒ほどしか入っていない状況で、ただ、村としてどういった受け方ができるのか、生産組合みたいなものがない状態なので、認可地縁団体を村のほうでつくっていただいた上で譲渡するのかとかいう、いろんな細かいお話もこれから出てきますが、本格的にそういった地元移管の話を進めましょ



うということで、地元とは話をしているという状況でございます。以上です。

◆朝野和隆副委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一委員 この施設は昔の同対事業という形で、国の費用で造ってもらったような状況であるわけなんだけど、これを見る限り、今、利用してるのは2人っていうかね、というような格好の中でこの五百万、六百万という大きな修繕費をいわゆる公共が持つということについてはいささかちょっと問題があるのかなっていう気がします。だから、地元の地縁団体であったり、NPOであったり、そういった施設でないと個人にこれをそれこそ渡すわけにはいかんわけだね、その辺が悩ましいところではあるけれども、いずれにしても何らかの形でずっと市がこれらの修繕等々についてしていくということは、公平公正の面から言ってもちょっと問題があるのかなというふうに私は思います。だから、地元にどういう手立てがあるかちょっとよく分からんけども、これなんかで言うと、例えば監査とか何とか受ける場合に、私も監査委員やってた経験があるんで、これ絶対、指摘事項の大きなあれになると思うんでね、うん。だから、それはなかなか難しいってことはよく分かるけども、ただ、これをそのまま放っておくっていうのはちょっと問題があるのかなっていうふうに思います。それだけ申し上げときます。

◆朝野和隆副委員長 ほかございますか。はい、西村委員。

◆西村紳一郎委員 このたびの春先の柿・梨の霜雹害対策緊急支援事業費、それから大雨の被害農産物緊急防除対策事業費、これ農薬でも殺虫殺菌剤、それから購入経費の助成ということで、これ反別でやるわけ、実際の申請はどのようになってんの。購入した実績に伴い、助成するのか、反別で算出する。

◆朝野和隆副委員長 はい、山川課長。

○山川泰成農政企画課長 農政企画課山川でございます。お配りしておりました資料2の3ページに少し概要を載せていただいておりますが、基本的に補助金の積算に当たっては10アール当たりということで反当でさせていただこうというふうに思っているところです。それで定額ということですので、購入ではなくて反当ということで考えております。以上です。

◆朝野和隆副委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 もうかる6次化・農商工連携支援事業費ですけど、これ、この機械どこに導入して、どこに設置されてどのような形で利用されるかお尋ねします。

◆朝野和隆副委員長 山口課長。

○山口真二林務水産課長 林務水産課山口でございます。もうかる6次化・商農工連携事業でございますけれども、こちらにつきましては賀露町にあります水産加工所、いわゆる販売直配をしております会社です。そちらのほうの会社の敷地内に設置ということになっております。以上でございます。

◆朝野和隆副委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 利用に当たっては水産ばかりじゃなしに、農産物等も使えるとか、そういう利用規定みたいなのはつくっていらっしゃる。

◆朝野和隆副委員長 山口課長。

○山口真二林務水産課長 林務水産課山口でございます。商農工連携でこれはもう1社、ひと商

社といますか、正式に言いますと浜下商店さんなんですけれども、そちらのほうの会社が使われるということで1社のみが使用の機械ということでございます。1社のみで使用でございます。

◆朝野和隆副委員長 山川課長。

○山川泰成農政企画課長 農政企画課山川です。すみません、先ほど西村議員さんからの質問の中で、雨の関係でございますが、資料2の4ページでございますが、雨の関係については殺菌剤・除草剤この購入経費、購入に当たっての補助ということで、上限額が10アール当たりなんぼというふうに決まっておりますが、こちらは購入実績によってということで訂正させていただきます。以上です。

◆朝野和隆副委員長 よろしいですか。はい、岩永委員。

◆岩永安子委員 さっき西村委員さんが質問された大雨やそれから柿・梨の被害に対する支援事業費なんですが、よく分からないので教えてください。この被害を受けた作物は、出荷はできるものなのでしょうか。

◆朝野和隆副委員長 山川課長。

○山川泰成農政企画課長 農政企画課山川です。霜とかひょうで春先にやられたやつっていうのは実をつけないっていうふうにも既に言われておまして、中にはついたものもあるかもしれないですけども、かなりの減少が見られるというふうに聞いております。以上です。

◆朝野和隆副委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 梨を送ろうと思っても早いことに今年は出荷するのを受付が終わったというふうな話を聞きましたので、やっぱりそういうところに影響が出てるといふことなんです。それから白ネギ、アスパラのこの写真にあるような水に浸かってという状況のを7月豪雨のときに畑で見たなって思うんですけど、こういう白ネギや野菜は大丈夫なんですかね。

◆朝野和隆副委員長 山川課長。

○山川泰成農政企画課長 農政企画課山川です。白ネギ、アスパラ、大豆と冠水の被害があったというふうに記載しております。出荷できるかどうかは当時は分からない状況ということで、その出荷できるように防除をしっかりするとか、除草剤をやるとか、出荷できるようにそういった手当てをするという、ガード的な意味っていいですかね、そういった制度になります。ですんで、これについては全滅というわけではなくてしっかり防除をして病気がかからないようにしていればそれなりの出荷はできるようになってると思います。以上です。

◆朝野和隆副委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 こうやって出した農産物が出荷するのに役に立つということであれば、本当に補助するということの意味もね、あると思ったのでそこら辺を、自然災害、やられるものについては本当に仕方がない部分もあるかと思うんですけど、行政としてできることを出荷や収穫につながることをお願いしたいと思います。

◆朝野和隆副委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 事業別概要の34ページの上段、農村整備課の関係だけでも、例の送水管の施設維持管理費ね。もともと17年から湖山池の塩分濃度上げて、賀露の樋門を開放して、シジミな

んかもかなり取れるようになったというようなことも聞いておるんだけど、それはそれとしていいんだけど、それで、現実には湖山池から水が取れなくなって三津だとか、高住だったか、桂見だったかな、あの辺で水田から畑作に転換して、今、牧草地だかそういったものだけでも、もともと湖山池自体は県の管理の池ですよ。確かに湖東大浜土地改良区が利用しているということがあるんかもしらんけれども、事業主体が鳥取県っていうことであれば、これは全額鳥取県がみてくれないものなんですか。何で鳥取市があえて、金額的には18万1,000円ほどだけでも、やっぱり負担しなくてはならない理由っていうのか、根拠というのはどういったことがあるんですか。

◆朝野和隆副委員長 坂本課長。

○坂本武夫農村課長 農村整備課坂本です。議員さんおっしゃるとおりの湖山池に塩分を導入したことによりまして、今まで湖山池から取水をして畑地であるとか、田んぼですね、水をくみ上げたりしておったんですけども、この湖山池に塩分濃度を導入するということに、こういった事態というか、こういった水の取水をどうするかみたいな話があったときに、例えば今現在大井手川、古海の辺から水を取ったのを一部分けてもらって、湖東大浜の畑灌のほうに使っておったりするんですけども、そういった取水の計画を立てる段階で、受益を受けるのは鳥取市の畑ということもありますので、協定を結びまして30%の負担をするというふうに取り決めがされておるようです。はい。

◆朝野和隆副委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 ということは、平成17年の段階での協定締結をしておるということですよ。そういう理解でいいですね。

◆朝野和隆副委員長 坂本課長。

○坂本武夫農村整備課長 はい。そのとおりです。

◆朝野和隆副委員長 よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆朝野和隆副委員長 はい。以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆朝野和隆副委員長 はい、これより議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

◆朝野和隆副委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### 議案第122号財産の取得について（質疑・討論・採決）

◆朝野和隆副委員長 次に、議案第122号財産の取得についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。岩永委員。

◆岩永安子委員 これは、株式会社BOD商会というのは減容化施設、ああいう機械を造る会社というふうに理解したらいいですか。

◆朝野和隆副委員長 山川課長。

○山川泰成農政企画課長 農政企画課山川です。BOD商会は減容化施設の販売の代理店という位置づけであります。ただ、製作自体が独自のものっていいですか、かなり特許があるかないかみたいなレベルの話になってるので、そういったかなり限定された代理店というようなことで御認識いただけたらと思います。以上です。

◆朝野和隆副委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ということは、あんまり取り扱う会社として、代理店としてはもうそんなになんないということですね。はい、分かりました。

◆朝野和隆副委員長 ほか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 減容化施設の処理能力ということがあって、サテライトの冷凍施設を設置というようなことはおっしゃっていたと思うんですが、これにはそれ入ってないですか。

◆朝野和隆副委員長 山川課長。

○山川泰成農政企画課長 農政企画課山川です。今回購入させていただく備品の中には、岡益に設置する冷凍庫2台は入れております。将来的にいろんな地域からこちらに運搬するに当たっているいろんな支所とか、西地域とか南地域の拠点に、できたらこういった保管する場所が必要なんじゃないかなというふうに思っておりますけども、取りあえずこのたびの予算、当初の段階では岡益にまず2台の冷凍庫ということで、まず運用を始めたいというふうに思います。以上です。

◆朝野和隆副委員長 よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆朝野和隆副委員長 はい。以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆朝野和隆副委員長 はい、これより議案第122号財産の取得について採決いたします。本案に賛成の方は挙手お願いいたします。

〔賛成者挙手〕

◆朝野和隆副委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第131号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆朝野和隆副委員長 続きまして、追加提案がありましたので議案に入ります。

議案第131号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。山川課長。

◆山川泰成農政企画課長 農政企画課山川です。そうしますと、追加提案させていただきました議案第131号の補正につきまして、御説明を差し上げます。お配りしております資料3の4ページでございます。事業別概要は追加分の9ページでございます。

まず、私どもの関係ですけども、共同利用施設の整備等事業費ということで66万円の追加提

案をさせていただいております。こちらにつきましては、鳥取市のほうで所管をしております谷山畜産団地というのがございます。先ほど馬場の水耕ハウスの話がありましたが、同じような類いのもので、吉岡温泉町、場所は豊実から吉岡に抜ける広域農道と吉岡に近いほうの辺に牛舎2棟がございまして、現在1名の生産者が繁殖の雌牛を25頭飼育しているという状況でございます。こちらにつきましては、7月上旬の大雨で南側の山林ののり面の一部が崩落して敷地内の排水路をせき止めて施設内の浸水が出たというようなことで、こういったせき止めた土砂についての除去と土砂の流入防止対策を図るということで66万円の緊急的な経費について追加提案をさせていただいているところでございます。

こういった共同利用施設につきましては数も多うございますが、利用者からの報告によるものが多いんでございますけれども、9月補正のタイミングよりかなり遅れてこういった事象が判明をしたということで、ちょっと不本意ではございましたが、追加というふうなことでお願いをさせていただいてるというところでございます。以上です。

◆朝野和隆副委員長 山口課長。

○山口真二林務水産課長 林務水産課山口でございます。それでは林務水産課所管の予算について説明をさせていただきます。資料3、ページでいきますと2ページ、ちょっと戻っていただきまして歳入の関係でございます。歳入の一番下、雑入でございますが、令和3年7月大雨被害に係る災害見舞金とございます。全国の市町村で構成いたします全国市町村水産振興対策協議会という団体がございまして、こちらが7月豪雨に災害救助法が適用されました市町村に対しまして見舞金を出すというふうに決定されましたので、その受取りのための予算3万円を計上させていただいております。

続きまして5ページ目をお願いできたらと思います。5ページ目中段、安蔵森林公園給水棟内の浄化槽施設ろ過装置の修繕でございます。予算書17ページ、事業別概要でいきますと9ページの下段でございます。安蔵森林公園でございますけれども、水道に関しましては活性炭によるろ過を行っております。この活性炭が老朽化したしまして、そのものについて入替えを行うということで、入替えに伴います修繕費196万1,000円をお願いするものでございます。

2件目でございます。森林作業道災害復旧対策事業費でございます。事業別概要でいきますと10ページの上段でございます。令和3年7月大雨によりまして大きな被害が発生いたしました森林作業道、作業道と林業専用道路ですけれども、こちらの復旧に係る費用を補助するものでございます。鳥取県が2分の1、市が3分の1、合わせて6分の5を助成するものでございます。被災した位置につきましては、もう1つの資料、資料4の大きい図面ですけれども4ページ、こちらのほうに作業道等被災位置図というふうな形で被災位置を表してございます。森林組合やその他の林業事業を行っている団体に対して、被災したところがあったら教えてくださいということで確認をさせていただきまして、それぞれのところから申請がありました路線につきましては表示させていただいております。作業道で18か所、林業専用道で5か所でございます。作業道が黒色、林業専用道が赤でございます。林務水産課としては以上でございます。

◆朝野和隆副委員長 はい、坂本課長。

○坂本武夫農村整備課長 農村整備課坂本です。農村整備課に係る部分について御説明を申し上げます。資料3の6ページになります。予算書が18ページ、事業別概要書は10ページの下段が補助災害復旧費で、11ページが単独災害復旧費になっております。補正額は補助災害復旧費が4,149万9,000円、単独災害復旧費が1,329万5,000円、合わせて5,479万4,000円となっております。これは今年の7月の豪雨に関連した農地・農業用施設の災害復旧に係るものです。7月豪雨に係る補正予算につきましては、先の8月臨時議会において一部上程申し上げさせてもらっておりますが、今回のものは8月臨時議会までに調査・取りまとめが間に合っていなかったものを追加で提案させていただくものです。

資料4の3ページを御覧ください。今回追加するものは、中段の真ん中の列にございます9月追加補正分というところがございます。農業用施設につきましては27か所、畑や田んぼなどの農地に係るものが11か所と、合わせて38か所の補正になります。補助災害に係る大きな被災の部分ですけども、写真の一番左の部分、頭首工破損とございます。大塚地区の農業取水用の頭首工が破損したもので、これが補助災害の復旧費に係るものでございます。そのほかの写真ありますけども、単独災害復旧費に係る写真でございます。復旧個所につきましては資料4の5ページ、一番最後のページになります。御覧いただきますと点々がいっぱいついております。小さい点につきましては8月臨時議会でお願ひしておるものでございますし、大きな丸、茶色いものが今回農地に係るもの、青い大きな丸が農業用施設に係るものとなっております。以上です。

◆朝野和隆副委員長 はい、説明をいただきました。

質疑を行います。質疑のある方は挙手お願いいたします。長坂委員。

◆長坂則翁委員 説明をお聞きをしたんですけども、まず、最初に事業別概要の9ページの上段、谷山の例の畜産団地の関係ですけども、共同利用っていう表現ですけど、ここは今、事業者は1事業者ですよ。共同って書いてあるから、項目名が。1事業者か何事業者、ちょっと教えてください。

◆朝野和隆副委員長 山川課長。

○山川泰成農政企画課長 農政企画課山川です。この谷山の畜産団地、これも同和対策事業で昭和55年に整備されたものでございまして、当時は谷山農事実行組合という組合をつくられて、7とか8とかの生産者が多分組合をつくられて、そこでやっていらっしゃったというふうに聞いています。それが今だんだん廃業とか縮小して行って、今この施設を使って生産していらっしゃるのは1軒だけという状態でございます。

◆朝野和隆副委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 それで、この南側の山林というのは、所有者は誰になつとるんですか。

◆朝野和隆副委員長 山川課長。

○山川泰成農政企画課長 農政企画課山川です。山林の所有者、鳥取市というふうになっております、区分としては。

◆朝野和隆副委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 それで、これ農政企画課だけではなしに農村整備課も関係してくるんですけど、

この66万の負担割合ってというのは、例えば何でも農林水産部の関係、地元負担が、林務の関係、今回地元負担ないみたいですけども、このいわゆる共同利用施設の整備等事業費のこの負担割合ってというのはどうなんですか。鳥取市と地元負担というのがやっぱりあるんですか。

◆朝野和隆副委員長 山川課長。

○山川泰成農政企画課長 農政企画課山川です。こちらにつきましては市が所有の山林から市の所有している場所への土砂流入というようなことで、こちらについては地元負担を求めずに市が全額負担するという、全額となっております。

◆朝野和隆副委員長 はい、長坂委員。

◆長坂則翁委員 なら、今もちょっと触れましたけれど、農村整備課の関係の地元負担というのは、災害ですけ、仮にあったとしても負担割合はぐっと抑えられると思うんですけど、この10ページ、11ページの関係の負担割合について教えてください。

◆朝野和隆副委員長 坂本課長。

○坂本武夫農村整備課長 農村整備課坂本です。補助災害につきましては、査定を受けてその後、増工申請といって補助額を確定する申請があるんですけども、鳥取市全体でどれくらいの被害があったかということで確定してまいります。それが決まりませんのではっきりしたところは言えませんが、基本的には農業施設になりますので4.5%の負担となります。それから単独の災害復旧費に関わりましては、田んぼであるとか、畑であるとか、農地に関わるものが10%で、それから水路であるとか、農道とかの被災に関わるものにつきましては7%となります。

◆朝野和隆副委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 なら、再確認しますが、この事業別概要に書いてある補助災害復旧費や単独災害復旧費については地元負担というふうなどちらも4.5%という理解ですか。

◆朝野和隆副委員長 坂本課長。

○坂本武夫農村整備課長 農村整備課坂本です。補助災害復旧費の農業用施設に関わるものは4.5%、単独災害復旧費の農業用施設に関わるものが7%、農地に関わるものが10%となります。

◆朝野和隆副委員長 はい、ほかございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆朝野和隆副委員長 はい。以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆朝野和隆副委員長 はい、これより議案131号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採用します。本案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

◆朝野和隆副委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

令和3年請願第3号新型コロナ渦による米危機の改善を求める意見書の提出を求める請願について（質疑・討論・採決）

◆朝野和隆副委員長 はい、続きまして請願審査に入ります。

令和3年請願第3号新型コロナ渦による米危機の改善を求める意見書の提出を求める請願を議題とします。

本請願につきまして委員の皆様より御意見をお願いいたします。岩永委員。

◆岩永安子委員 まず、請願事項1と2があるわけですが、2のところの食糧生活困難者、学生などへの食糧支援制度を欧米並みに創設し、政府が支援することってということで、前回皆様にこの資料も配られたところです。この資料の中の貧弱日本の食糧支援対策っていう表があります。ここで食品寄付として日本、アメリカ、フランスで、日本は0.28万トンだけどアメリカは739万トン、フランスは12万トンと。それで政府の支援は日本はなしと、アメリカは政府は余剰農産物を買上げてフードバンクに提供、32%が政府からの提供と。それからフランスの場合はフードバンクはEUと政府からの支援を受けて食品を確保、約30%というふうに資料は提供されております。

その欄外に、この資料の出どころになった消費者庁委託調査、諸外国における食品の寄付の実態等に関する調査、2021年6月14日ということだと思います。それがどういうものかなと思ってパソコンで調べておりましたら、こういう国の調査をみずほカンパニーって書いてあります。みずほ銀行のしるしだなと思いますが、そこが調査業務を委託を国から受けて調査をしましたというものでした。それがこの中身だということです。

それから備蓄米を学校給食ですとか、最近はこども食堂に提供をしております。それは農水省のこども食堂等に対する政府備蓄米の無償交付についてということで実施がされております。それで備蓄米を学校給食やそれからこども食堂、特にこども食堂を追加したのは最近なんですけど、こども食堂にも備蓄米を提供するということが要望・要請に応じて、こないだ星見議員さんが質問をされとった中央人権センターのところでも、今年は申請をしてないけど、10月にまた募集がかかっているんで、それには申請しようと思っているというお話も聞きました。ですから、備蓄米が全く食料支援に活用されていないわけではないです。ただ、僅かだということだと思います。それとやっぱり目的が生活に困難とかということではない、もともと学校給食ですので、ちゃんと御飯食の重要性を理解してもらうために無償で交付ということです。こども食堂が追加された時点で少し目的が加わった、変わってきたところがあるかと思いますが、圧倒的に十分でないというところはあると思います。なかなか欧米並みにというところが、私も十分調べられませんが、皆さんにお渡ししてる資料などの調査の根拠になっているものを、紹介をさせていただきました。

それで、今、米余りの状況の中でぜひ買取りをして、米を活用するということを積極的に行うべきだと思います。以上です。

◆朝野和隆副委員長 はい、西村委員。

◆西村紳一郎委員 前回の前半の委員会でもこの請願について意見を言ったわけですが、①の政府が責任を持って、この流通してない、いわゆる在庫になっている米を市場から隔離して価格安定を図るべきだということで、意見を言ったわけですが、やはり需給環境はコロナ禍で大変逼迫、悪くなっているということと、それからやっぱり需要と供給で米を食べる



量が少なくなったというようなことで、需要の減退というようなことがありまして、もう今年の米の仮渡しが決定的になりまして、60キロ当たり2,400円の減というようなことで、この間もちょっと農家の方とお話する中で、もう来年は米作りしたら赤字だだと、こういうようなことがあったわけで、1番の項目には全面的に賛成するんですが、この2番があるために、私はです、私はそこでこの新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書、この2番がなかったらもろ手を挙げて賛成したいと思っているんですが、この書きぶりがちょっと気になったもので、私の考えは前の委員会のときと一緒です。

◆朝野和隆副委員長 はい、ほかございますでしょうか。はい、長坂委員。

◆長坂則翁委員 今、西村委員からもあったように、2,200円ですか、米価の下落は誰しも認識をしておる状況だと思います。それで、この前の9月8日の議論のときに、西村委員のほうから、2項目の関係についての意見が出ました。でも、やっぱり政府が買い取って、その米をやはり生活困窮者あるいはフードバンクなどにやっぱり届けて、そういう困っている方への支援を最大限すべきである。大卒それは理解ができるんじゃないかなと私は思っております。したがって、この請願、いろいろと、前回上杉委員からも、などの関係についての質問もありましたけれども、私は基本的にはこの請願については賛成したいなと思っております。以上です。

◆朝野和隆副委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 この米価下落の問題というのは本当に難しくて大きなことだというふうには本当に認識しています。それで、この請願のこの主旨のところでも書かれているんですけども、この買い取って、先ほども言われたフードバンクとか貧しい困窮されている人へあげる、そういった何とかストーリーは分からないことはないんですけども、じゃあ、どれだけ米が具体的に余って、それを買い上げる、それには幾らいる。それで、もしそれが全部フードバンクとか困窮者で、それでも足りない状況なのかとか、具体的にその辺が分からないと、考え方によっては買った方がいいけど、結局この腐らして捨ててしまうとか、そういうふうになったら税金でするので、この分からない部分も率直に言っております。

私もこの様々この米のことに係わっている方、農協の方、生産者の方にもいろいろと御意見も伺いながら勉強したんですけど、ざっくり言って私が感じたところは政府は2018年産米から生産調整、減反ですね、を廃止しました。農家が自らの経営判断で自由に生産できるようにしました。その結果、米どころを中心に作付を増やす産地が続出します。それで18年・19年産が不作で供給が抑えられましたけども、20年産は6年ぶりに米価が下落しました。21年産も同様に2年連続の下落が予想されていると、先ほど西村委員の話もありましたけども、一方、農水省は野菜や麦、大豆への転作や加工用など主食用以外での用途変更を促すため、20年度第3次補正予算と21年度予算案で米対策としては過去最大規模となる計3,400億円を計上しました。本当にコロナ禍における需給バランスの不均衡は米価だけではなく、他の農畜産物全般にも共通しています。米政策については今後の人口減少社会を踏まえ、需要減少を考え、他の作物への転作や加工用飼料米への転換など実効性のある政策を農業団体や農業者自身も打ち出していくことが先決ではないかなというふうに考えまして、私自身はこの請願書には賛同できないというふうに考えています。以上です。

◆朝野和隆副委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 今、平野さんの御意見を聞きながら、私、飼料米を作っておられる方のお話も思い出したんですね。飼料米を作ると量がたくさん取れないと収入につながらないということがあったりして、なかなかそういうこともうまいこといかんでって言われてね、本当に実際つくっていらっしゃる方は政府の方針を受けざるを得ない部分があって、どうやったら収入につながるのかなっていうので御苦労なさっている。その結果がそれでも今の状況なんじゃないかなというふうに思うんです。私は何とかこの農家の皆さんの思いが意見として上がるようなことをぜひ皆さんと一緒にできたらいいなと思っております。

もし、私も先ほどうまく説明ができませんでした。皆さんと一緒に引き続き勉強も、私ももっと勉強して皆さんに十分説明ができるようになりたいと思いますし、農家の皆さんの手立て、何とか声を上げることをつなげたいと思うので、継続審査ということで皆さんの御意見がそういうことでまとまれば、継続審査にできたらと思うんですけど、平野さんはさっきそうやって言われたんですけど、どんなでしょうか。

◆朝野和隆副委員長 今、継続審査という御意見がございました。まず、初めにこれを皆さん方にちょっとお諮り願いたいんですけども。

◆長坂則翁委員 さっき平野さんの質問に対してちょっと聞きたいことがあるんですけども。

◆朝野和隆副委員長 じゃあ、どうぞ。

◆長坂則翁委員 平野さん、私が聞き違えたんかも分かりんですけどね、在庫米の数量が分からないということだったですかね。でもね、全中、全国農業協同組合中央会か、これが2022年6月末現在で在庫が250万トンという試算はもう既に出しておるんです。ですから、実際も米余り現象っていうのは現実のものになっておるわけで、ですから、もちろんおっしゃるように財源の問題もありますけどね、やっぱりこれだけコロナ禍で苦しい状況が続いておる生活困窮者だとか、学生だとか、そしてまた、フードバンクを開けばかなりの行列ができるとかっていうこともマスコミ報道でもされとるわけですから、やっぱり余った米は生活困窮者のほうに回してあげると、ここで欧米並みという表現はさておいてもやっぱりそういう取組はする必要はあると私はあると思っておるもんで賛成したいなと思ってます。ただ、まだやっぱり調査研究してみようやっというのであれば、私だって継続審査にやぶさかじゃないですけども、ということですよ。

◆朝野和隆副委員長 はい、では今、継続という言葉が出ましたので、まず、初めに本請願につきまして継続審査とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆朝野和隆副委員長 挙手多数と認め本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

では、以上で農林水産部・農業委員会の審査を終了といたします。執行部の皆さんは退出よろしくお願いたします。

委員の皆様には10分後にもう1回再開して、ほかの不採択になった理由をもう1回皆さんで確認していただきますので、50分で。50分にまた再開します。

午後2時37分 休憩

午後2時46分 再開

## 【その他】

### 陳情不採択理由について

◆朝野和隆副委員長 はい、おそろいようですので再開いたしたいと思います。

まず、初めに前回不採択ということで大口径ライフル射撃場の新設についての陳情の不採択理由ということで、お手元に配っているとおりのような格好でしょうと思うんですけども、いかがでしょうか、御意見のほうございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆朝野和隆副委員長 よろしいですか。

はい、では、今日の時短要請の分に対しての1と2案があるんですけどもいかがでしょうか。御意見のほうお願いいたします。はい、上杉委員。

◆上杉栄一委員 さっきも話をしたんですけども、鳥取県の緊急応援金制度っていうのはこの9月補正で県議会に出ているんですけども、これはたしか9月から11月とか12月までの3か月間の限定になってるんですね。だから、これはじゃあ、それこそ来年の1月、2月にこのコロナクラスター発生のために、営業短縮の場合に県の緊急応援金の制度というのは対応はできないわけなんです。だから、今々してくれという話ではないもんだから、これは。今後の今の陳情の理由については、今後こういった時間短縮要請の折に、要は鳥取市としては全市域を給付エリアにしてくれという陳情なんだけど、これがいつ起こるか分からないと。だから、この9月の県議会、これも対応可能と書いた緊急応援制度というのはまだこれ9月議会に上がっている議案なんで、まだこれは採決も何もされてない議案なんですわ。それをここで我々がその不採択理由に挙げるっていうことはそれこそまだ決まってもないような議案について、市議会がそれを認めるような話になるわけで、これはちょっと筋が違うじゃないかと思います。

◆朝野和隆副委員長 はい、長坂委員。

◆長坂則翁委員 ただ、あえていえば、県議会の9月議会で提案され、場合によれば採択……いけんな、ちょっと。なら2項目で上杉さん言われるようにやっていきゃあいい。

◆朝野和隆副委員長 それでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆朝野和隆副委員長 では、不採択理由のほうは案2のほうを採用させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

では、以上で文教経済委員会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

午後2時49分 閉会

## 文教経済委員会日程 (議案審査・請願陳情審査)

日時：令和3年9月21日(火) 10:00～  
場所：7階 第2委員会室

### 教育委員会

#### ◎議案【質疑・討論・採決】

- 議案第105号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第7号) 【所管に属する部分】
- 議案第119号 鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第120号 鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第123号 財産の取得について
- 議案第125号 事業契約の変更について
- 議案第126号 工事請負契約の変更について
- 議案第127号 工事請負契約の変更について

#### ◎議案(追加提案)【説明・質疑・討論・採決】

- 議案第131号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第8号) 【所管に属する部分】

#### ◎報告

- 報告第20号 専決処分事項の報告について
- 重要文化財仁風閣保存整備事業について

### 経済観光部 (教育委員会終了後)

#### ◎議案【質疑・討論・採決】

- 議案第105号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第7号) 【所管に属する部分】
- 議案第107号 令和3年度鳥取市観光施設運営事業費特別会計補正予算(第1号)
- 議案第130号 専決処分事項の報告及び承認について 【所管に属する部分】

**◎陳情【質疑・討論・採決】**

<新規>

令和3年陳情第8号

「鳥取県の営業時間短縮要請に伴う周辺エリアにおける影響緩和給付金」の“該当エリア”の見直しについての陳情

**◎報告**

公設地方卸売市場再整備事業の進捗状況について

**農林水産部・農業委員会** (経済観光部終了後)

**◎議案【質疑・討論・採決】**

議案第105号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第7号) 【所管に属する部分】

議案第122号 財産の取得について

**◎議案(追加提案)【説明・質疑・討論・採決】**

議案第131号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第8号) 【所管に属する部分】

**◎請願【質疑・討論・採決】**

<新規>

令和3年請願第3号

新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書の提出を求める請願

**その他** (農林水産部・農業委員会終了後)

陳情不採択理由について(令和3年陳情第7号)